



第6次羽曳野市総合基本計画

後期基本計画

2021-2025

ひと、自然、歴史文化を育み 笑顔輝く はびきの
～みんなで作る だれもが住みたいまち～をめざして

第6次羽曳野市総合基本計画「後期基本計画」の策定にあたって

羽曳野市では、「ひと、自然、歴史文化を育み 笑顔輝く はびきの ～みんなでつくる だれもが住みたいまち～」の実現をめざして、平成28年3月に計画期間を10年間とする第6次羽曳野市総合基本計画を策定しました。

前期基本計画5年間においては、義務教育学校はびきの埴生学園の開校、認定こども園こども未来館たかわしの開園、健康寿命延伸に向けた介護予防事業の展開、防災・減災に向けた体制の強化や対策の推進など、子育て支援をはじめ、健康・福祉、安全・安心などの取り組みを着実に進めてまいりました。

また、長年の取り組みが実を結んだ百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録や竹内街道の日本遺産認定は大変喜ばしい出来事でありました。幾世代にもわたり地域で受け継いできた歴史資産を、今後も市民の共有財産として大切に保存し、後世に受け継いでまいります。

一方、わが国では人口減少や少子・高齢化は依然として進行しており、また、近年、大規模な地震や風水害などの自然災害が多発していることに加え、世界中で猛威をふるう新型コロナウイルス感染症が市民生活や地域経済に大きな影響を与えるなど、社会経済状況は大きく変化しています。

本市におきましても、今後一層進行する人口減少や少子・高齢化は、社会保障費の増大や税収の減少、地域コミュニティの弱体化など、市政運営や市民生活に大きな影響を与えることが懸念されています。

こうした社会の変化の中においても、市民一人ひとりが安全・安心で生活の豊かさを実感できるまちづくりを進めることによって、市内外の多くの皆様から選ばれるまちとして、さらなる発展へとつなげていかなければなりません。

そこで、これまでの5年間における前期基本計画の進捗状況や社会潮流の変化、市民アンケート調査等を踏まえ、令和3年度から令和7年度までのまちづくりの指針となる「第6次羽曳野市総合基本計画 後期基本計画」を策定いたしました。

市民の皆様をはじめ、本市に関わりのある様々な主体との協働や連携によって、本計画を着実に推進し、めざすまちの将来像の実現に向けて、全力で取り組んでまいりますので、今後とも、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。



令和3年3月

羽曳野市長 山入端 創

目次

はじめに

第1章 計画策定の趣旨	2
第1節 計画策定の背景と目的	2
第2節 計画の構成・期間	2
第2章 羽曳野市の現況と動向	3
第1節 社会の潮流	3
第2節 羽曳野市の現況	5
第3節 市民の意向と意見	8

後期基本計画

基本計画の体系	12
SDG s の推進について	14
基本計画「施策」×「SDGs の 17 の目標」の関係性	16
基本計画の見方	18

1. 快適でうるおいのある 住みよいまち

1 土地利用・市街地整備	20
2 住環境	22
3 道路・交通	24
4 みどり・空間整備	26
5 上下水道	28

2. 地域がつながり 安全で心安らぐまち

1 危機管理	30
2 防災・減災	32
3 消防・救急	34
4 防犯	36
5 消費生活	38
6 環境衛生	40
7 ごみの減量化と再資源化	42

3. とともに支え合い 健やかに暮らせるまち	
1 健康・医療	44
2 地域福祉	46
3 高齢者福祉	48
4 障害者福祉	50
5 生活支援	52
4. 未来に羽ばたく 子ども・若者を育むまち	
1 子育て支援	54
2 学校教育	56
3 子ども・若者育成支援	58
5. 魅力発見 賑わいと創造にあふれるまち	
1 都市農業	60
2 商工業・サービス業	62
3 観光振興・都市間交流	64
4 シティプロモーション	66
5 労働環境	68
6. 歴史・文化が息づき 心身ともに躍動するまち	
1 生涯学習	70
2 生涯スポーツ・レクリエーション	72
3 歴史・文化	74
4 平和意識・人権尊重	76
5 男女共同参画	78
7. 市民とともに築く 自立したまち	
1 市民協働と地域コミュニティ	80
2 情報共有と広報	82
3 行財政運営	84
4 広域行政・地方分権	86
5 人材育成	88

資料編

羽曳野市総合基本計画に関する規則	92
用語解説	94

はじめに

第 1 章 計画策定の趣旨

第 1 節 計画策定の背景と目的

本市では、平成28(2016)年度から令和 7(2025)年度までの 10 年間を計画期間とする第 6 次羽曳野市総合基本計画(以下「第 6 次総合計画」という。)を平成28(2016)年 3 月に策定し、まちの将来像である「ひと、自然、歴史文化を育み 笑顔輝く はびきの ～みんなでつくる だれもが住みたいまち～」の実現に向けて、各種まちづくりを総合的に進めています。

この度、基本構想を実現するための施策などを体系的に示す「基本計画」において、前期基本計画の計画期間が令和 2 (2020)年度で終了します。このため、前期基本計画の進捗状況や刻一刻と変化する社会経済情勢および新たな市民ニーズなどに迅速かつ的確に対応できるよう、令和 3 (2021)年度から令和 7 (2025)年度までを計画期間とする後期基本計画(以下「本計画」という。)を策定するものです。

第 2 節 計画の構成・期間

(1) 基本構想

まちづくりの長期的な指針として、まちの将来像やまちづくりの戦略を示します。

(2) 基本計画

基本構想を実現するため、まちづくりの中期的な指針として、施策体系・基本事業の体系を示すとともに、施策ごとの現状と課題を整理し、目的や方針、目標指標などを設定します。

(3) 計画期間

本計画の期間は、令和 3 (2021)年度から令和 7(2025)年度までの 5 年間とします。

また、本計画に位置付けられた施策の方向ごとに、達成度等を毎年チェックするなど、適切な進行管理により、計画の実効性を高めます。



第 2 章 羽曳野市の現況と動向

第 1 節 社会の潮流

(1) 人口減少・少子高齢化の進行

平成 27(2015)年の国勢調査による我が国の人口は 1 億 2,709 万人で、平成 22(2010)年調査から 0.8%減となり、大正 9(1920)年の調査開始以来、初めて減少に転じています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後は人口減少が進行し、令和 42(2060)年には 9,284 万人まで減少することが予測されています。

こうした急速な人口構造の変化や人口の減少は、経済・産業、社会保障制度など社会全体に大きな影響を与えるだけでなく、地域コミュニティや地域活力の低下、さらには税収の減少による行政サービスの低下などにつながる懸念されます。

(2) 安全・安心に対する意識の高まり

広い範囲で多くの人々の生活に甚大な影響をもたらした東日本大震災の被災地においては、今なお、復興・復旧の取り組みが続けられています。その後も平成 28(2016)年に熊本地震、平成 30(2018)年には大阪府北部地震や北海道胆振東部地震など、全国各地で震災が発生しており、地震はいつでも起こりうる予測不能な災害として私たちの生活への大きな脅威となっています。

加えて、近年では、本市にも大きな被害をもたらした平成 30(2018)年の台風 21 号をはじめ、西日本豪雨、令和元(2019)年の台風 15 号、台風 19 号など、毎年のように、記録的な集中豪雨や暴風雨、それに伴う土砂災害等の大規模な自然災害が頻発しています。

こうした自然災害に対する不安が高まりを見せる中、安全・安心な暮らしを守る、「強さ」と「しなやかさ」を備えたまちづくりの推進が求められています。

(3) 経済情勢・働く環境の変化

100 年に一度の経済危機と言われる平成 20(2008)年のリーマンショックは、世界同時不況をもたらしました。それ以降、我が国の経済は、地域経済を支えてきた産業の低迷に加え、東日本大震災や欧州政府の債務危機などの影響もあり、景気は長期間低迷を続けました。また、直近では新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の世界的な流行が景気の悪化へ深刻な影響を与えています。

今後、人口減少、少子化による生産年齢人口の減少により、これまで以上に労働供給制約や労働生産性の低迷が懸念されます。そのような中において、地域経済の活性化のために、今後は少子化対策や雇用対策といった取り組みがより一層求められています。

(4) デジタル社会の進展

スマートフォンやタブレット端末、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)、クラウド等の普及が進むなど、デジタル化をはじめとする ICT(情報通信技術)が急速に進化し、私たちのライフスタイルや社会経済システム等が大きく変化しています。

また、AI(人工知能)を活かした科学技術の発展、産業の革新が急激に進み、効率的かつ効果的な行政運営においては、時代にあわせてこれらの技術を適宜取り入れていくことが求められています。一方で、サイバー犯罪や個人情報の漏えいなど、高度情報化の負の側面が社会問題となっており、セキュリティ対策や個人情報の保護、教育の充実が求められています。

(5) 地球環境問題への対応

平成 4(1992)年に採択された国連気候変動枠組条約に基づく、国連気候変動枠組条約締約国会議(COP)において、実効的な温室効果ガス排出量削減の実現に向けた議論が行われてきました。

このような中、平成 27(2015)年 12 月、フランスのパリで開催された第 21 回国連気候変動枠組条約締約国会議(COP21)において、令和 2(2020)年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとして、パリ協定が採択されました。このことは、主要排出国、途上国を含むすべての締約国が温室効果ガスの排出削減目標を持つ、初めての法的枠組みとなっています。

また、原油や希少金属、水資源などの天然資源の確保は、先進各国における重要な課題となってきており、低炭素化や天然資源の適切な利用も背景として、資源が循環していく取り組みが進められています。

今後とも、再生可能エネルギーの導入などの新たな試みについては、産学官民が連携し、地域においてそれぞれの特性を活かしながら、持続可能な低炭素・資源循環型社会を実現していくことが求められています。

(6) 持続可能な社会の実現に向けた機運の高まり

平成 27(2015)年、地球環境や経済活動等に関して、人類の営みを持続可能なものとするため、国連総会にて持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals :SDGs)が採択され、17 の基本目標と 169 のターゲットが設定されました。行政においても経済、社会、環境等のあらゆる分野において総合的に取り組むことが求められています。

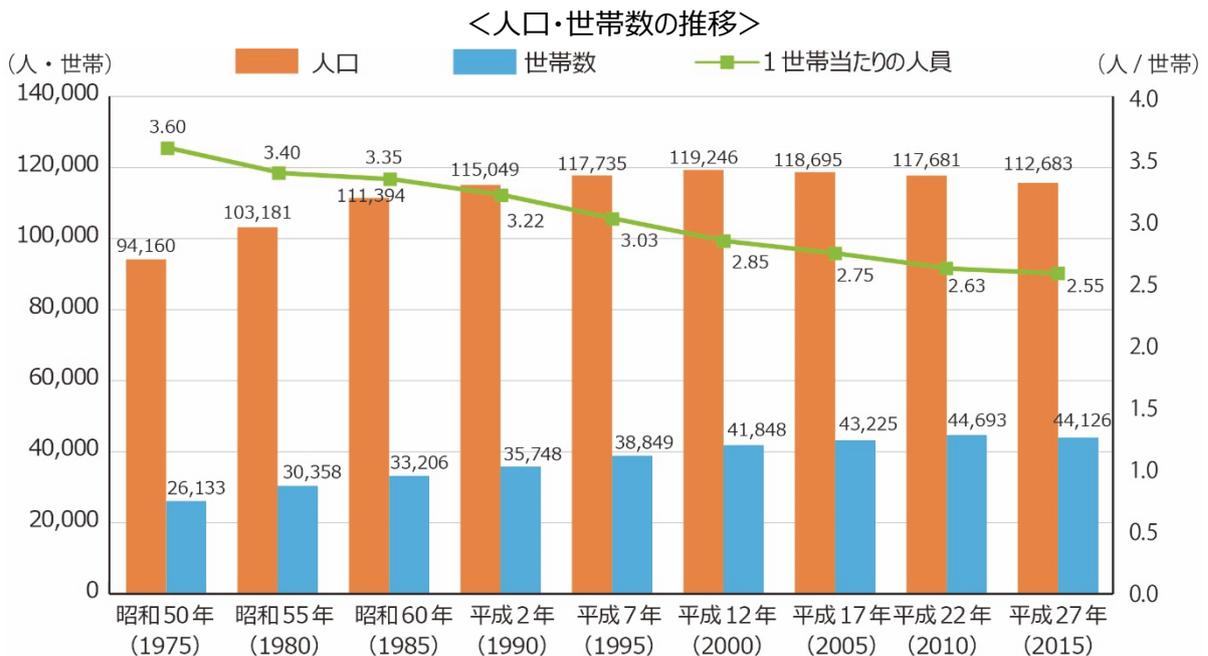


第2節 羽曳野市の現況

(1) 人口・世帯数の推移

平成 27(2015)年 10 月 1 日時点の人口(国勢調査)は 112,683 人、世帯数は 44,126 世帯、1 世帯当たりの人員は 2.55 人となっています。

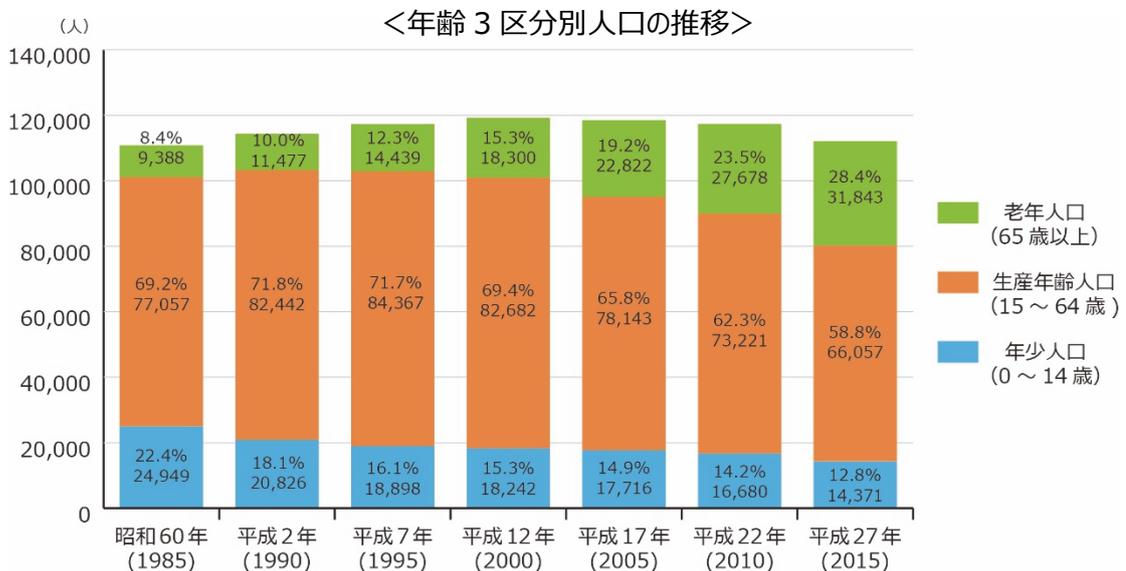
人口は、平成 12(2000)年まで増加傾向にありましたが、その後減少に転じています。世帯数については、平成 27(2015)年より減少に転じましたが、近年は再び増加傾向にあります。



(2) 年齢3区分別人口の推移

平成 27(2015)年 10 月 1 日時点の年少人口は 14,371 人(12.8%)、生産年齢人口は 66,057 人(58.8%)、老年人口は 31,843 人(28.4%)となっています。

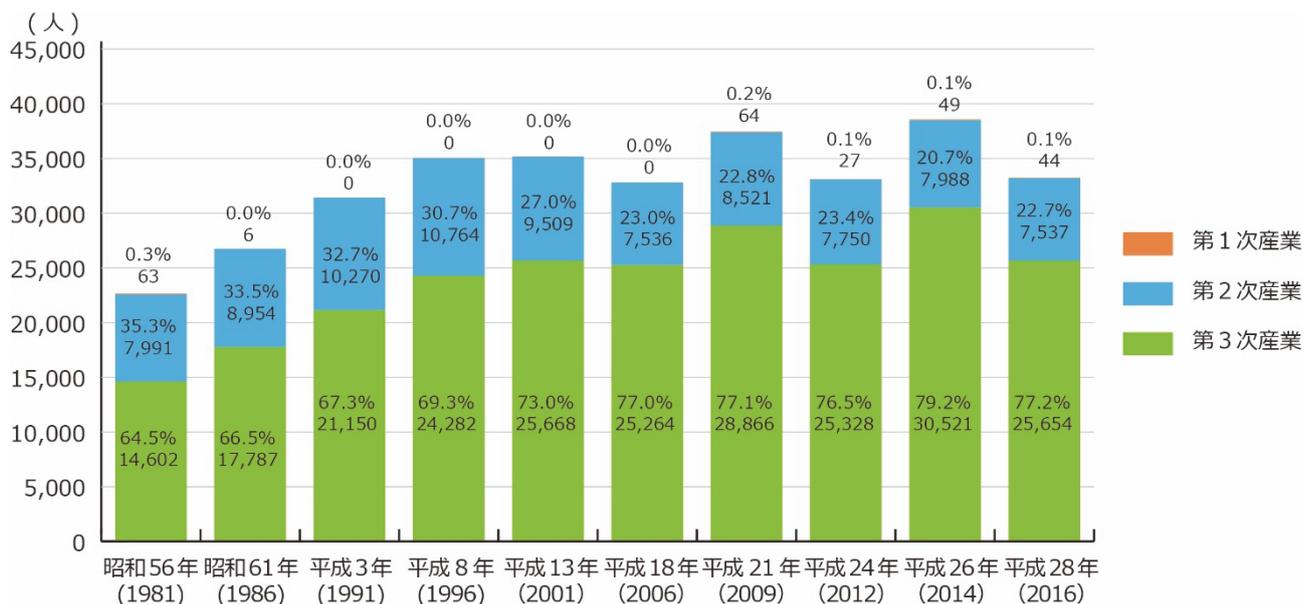
老年人口割合は増加傾向にあり、生産年齢人口および年少人口割合は減少傾向となっています。なかでも老年人口割合の増加と生産年齢人口の減少は、近年大きく進行しています。



(3) 経済・産業

従業者数(事業所・企業統計調査、経済センサス)では、第3次産業の従業者数の割合が増加傾向にあり、平成13(2001)年以降は7割以上を占めています。

＜産業別従業者数の推移＞



資料：事業所・企業統計調査（昭和56(1981)～平成18(2006)年）、経済センサス基礎調査（平成21(2009)、26(2014)年）、経済センサス活動調査（平成24(2012)、28(2016)年）

注：割合は、端数処理により合計が100%にならない場合があります。
 経済センサス活動調査（平成24(2012)、28(2016)年）では、第3次産業の従業者数のうち、経済センサス基礎調査では調査対象となる「公務」が、調査対象外となっています。

(4) 財 政

収支バランスのとれた持続可能で自立的な財政運営を確立するため、平成 17(2005)年度に「羽曳野市行財政改革大綱」および「羽曳野市財政健全化計画」を策定し、強力に財政健全化の取り組みを進めた結果、平成 18(2006)年度決算において実質収支が 6 年ぶりに黒字に転換し、それ以降黒字財政を維持しています。

一方、平成 29、30(2017、2018)年度においては財政調整基金の取り崩しによる財政運営となっており、さらに、新型コロナウイルス感染症の影響による税収の減少が見込まれるなど、今後も厳しい財政状況となることが懸念されます。また、自主財源の水準が低い脆弱な財政基盤や、社会保障費の増加などの課題に加え、公共施設の老朽化に伴う将来コストの増大や、多様化・高度化する市民ニーズへの対応等も求められています。

今後は、平成 30(2018)年度に新たに策定した「羽曳野市行財政改革大綱」をもとに、新たな歳入の確保、収入に見合う支出の構造の確立や、市債残高の縮減に努めるとともに、社会経済情勢の変化等に柔軟に対応できる財政構造の確立をめざし、財政健全化の取り組みを着実に進める必要があります。

<普通会計歳入・歳出の推移>

(単位：百万円)

普通会計	平成 17 年度 (2005)	平成 18 年度 (2006)	平成 19 年度 (2007)	平成 20 年度 (2008)	平成 21 年度 (2009)	平成 22 年度 (2010)	平成 23 年度 (2011)	平成 24 年度 (2012)
歳入総額	34,730	36,231	35,388	34,243	36,408	40,397	36,729	38,788
歳出総額	35,152	36,031	35,054	34,112	35,962	39,676	35,881	38,624
形式収支	▲ 422	200	334	131	446	721	848	164
翌年繰越額	20	1	78	68	54	71	77	86
実質収支	▲ 442	199	256	63	392	650	771	78
財政調整基金取り崩し	0	300	0	253	0	0	0	0
財政調整基金	651	391	596	601	919	1,313	1,965	2,727
地方債現在高	47,419	47,874	47,761	46,762	46,333	45,720	44,122	42,766

普通会計	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)
歳入総額	42,397	39,059	39,810	38,415	38,940	38,731	39,769
歳出総額	41,275	38,594	39,164	37,868	38,879	38,667	39,409
形式収支	1,122	465	646	547	61	64	360
翌年繰越額	2	182	49	1	1	7	3
実質収支	1,120	283	597	546	60	57	357
財政調整基金取り崩し	0	0	0	0	430	100	0
財政調整基金	2,771	3,346	3,500	3,806	3,658	3,620	3,677
地方債現在高	43,713	42,690	41,887	40,016	38,571	37,674	37,272

資料：市決算関係資料

第3節 市民の意向と意見

市民アンケート調査

本計画の策定にあたり、広く市民の意見を伺い、計画に反映していくことを目的に市民アンケート調査を実施しました。

■ 調査の方法および概要

対 象：無作為に抽出した 18 歳以上の市民 3,000 人

調査方法：郵便による発送・回収

調査時期：令和元(2019)年 11～12 月

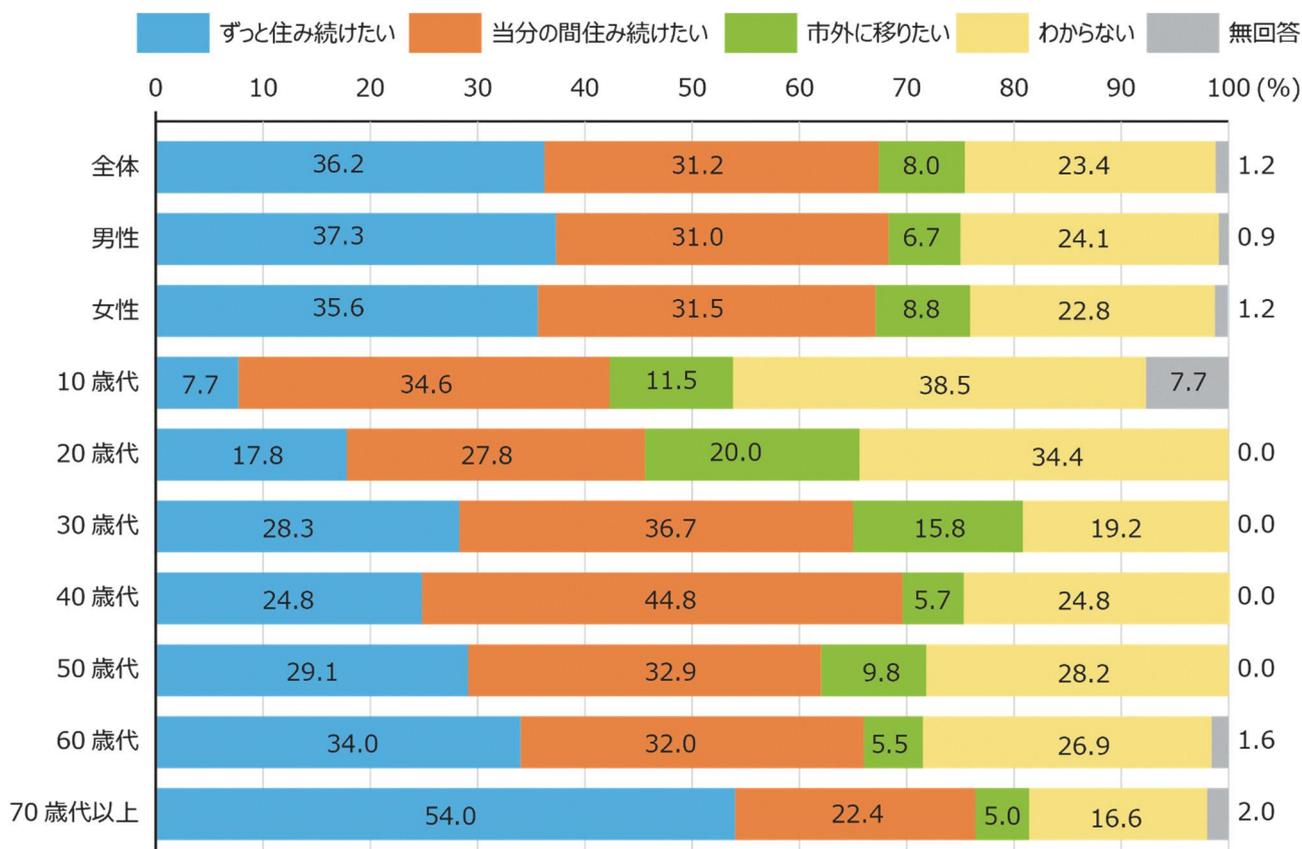
回収状況：1,419 票(回収率 47.3%)

※各割合の算出は四捨五入によるため、合計が 100%でない場合があります。

(1) 今後の居住意向

「ずっと住み続けたい」が 36.2%、「当分住み続けたい」が 31.2%、あわせて 7 割近くが住み続けたいと回答しています。平成 26(2014)年の市民アンケート調査(以下「前回調査」という。)の 68.3%よりわずかに減少しています。

男女別、年代別の住み続けたいは、男性が女性を上回り、また、10 歳代、20 歳代の若者が少なくなっています。



(2) 羽曳野市のまちづくりについての満足度と重要度

<満足度>

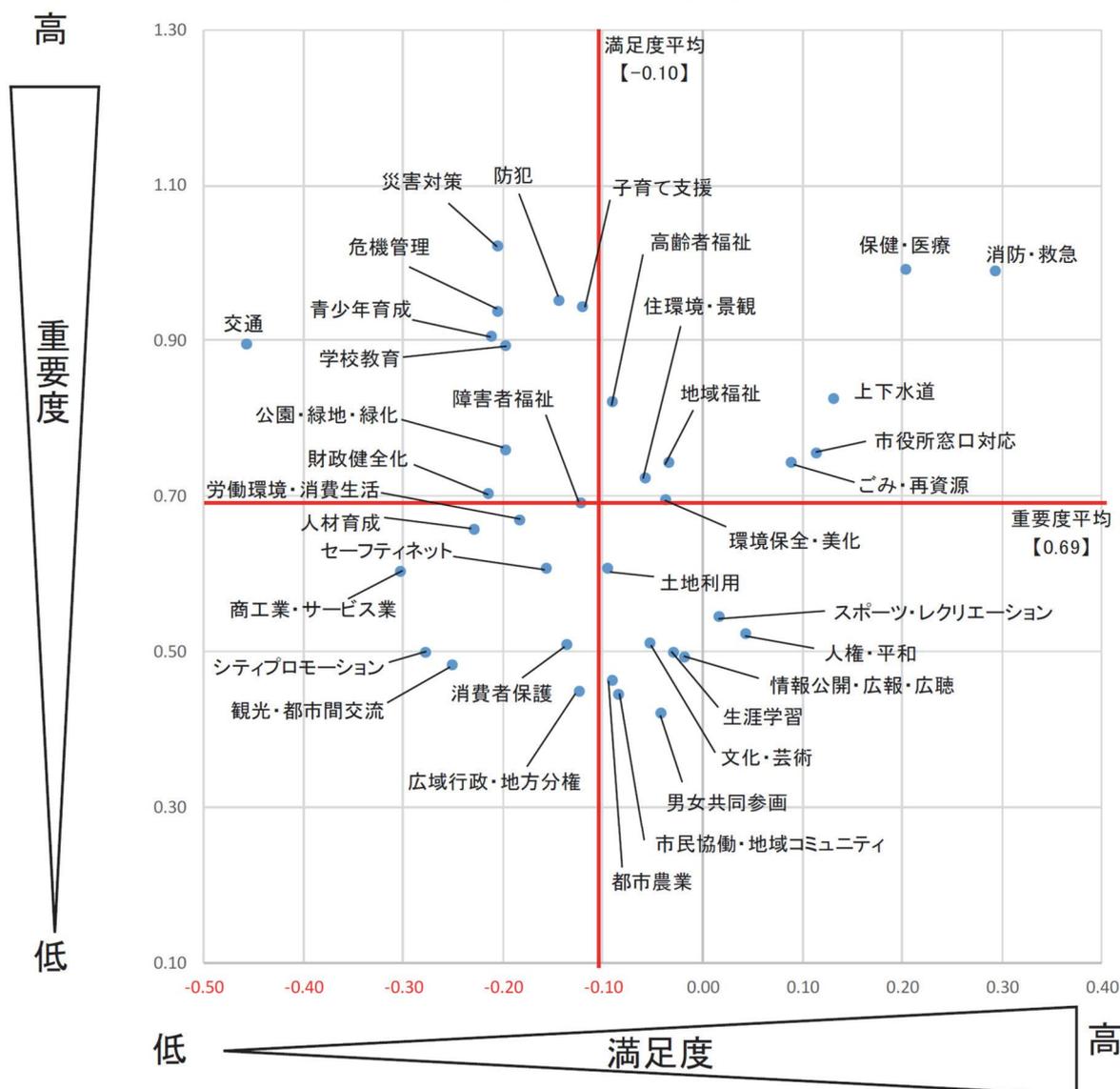
「消防・救急体制の充実」や「市民の健康を育む保健・医療の充実」、「安全で安定した上下水道の整備」の項目について、満足度が高くなっています。一方、「誰もが安心して利用できる交通の確保」や「商工業・サービス業の活性化」、「シティプロモーションの充実」等についての満足度が低くなっています。

<重要度>

安全・安心対策に関する項目(消防・救急、防犯、災害対策、危機管理)や、健康・福祉に関する項目(保健・医療、高齢者福祉、地域福祉)、次代を担う子どもに関する項目(子育て支援、青少年育成、学校教育の充実)についての重要度が高くなっています。

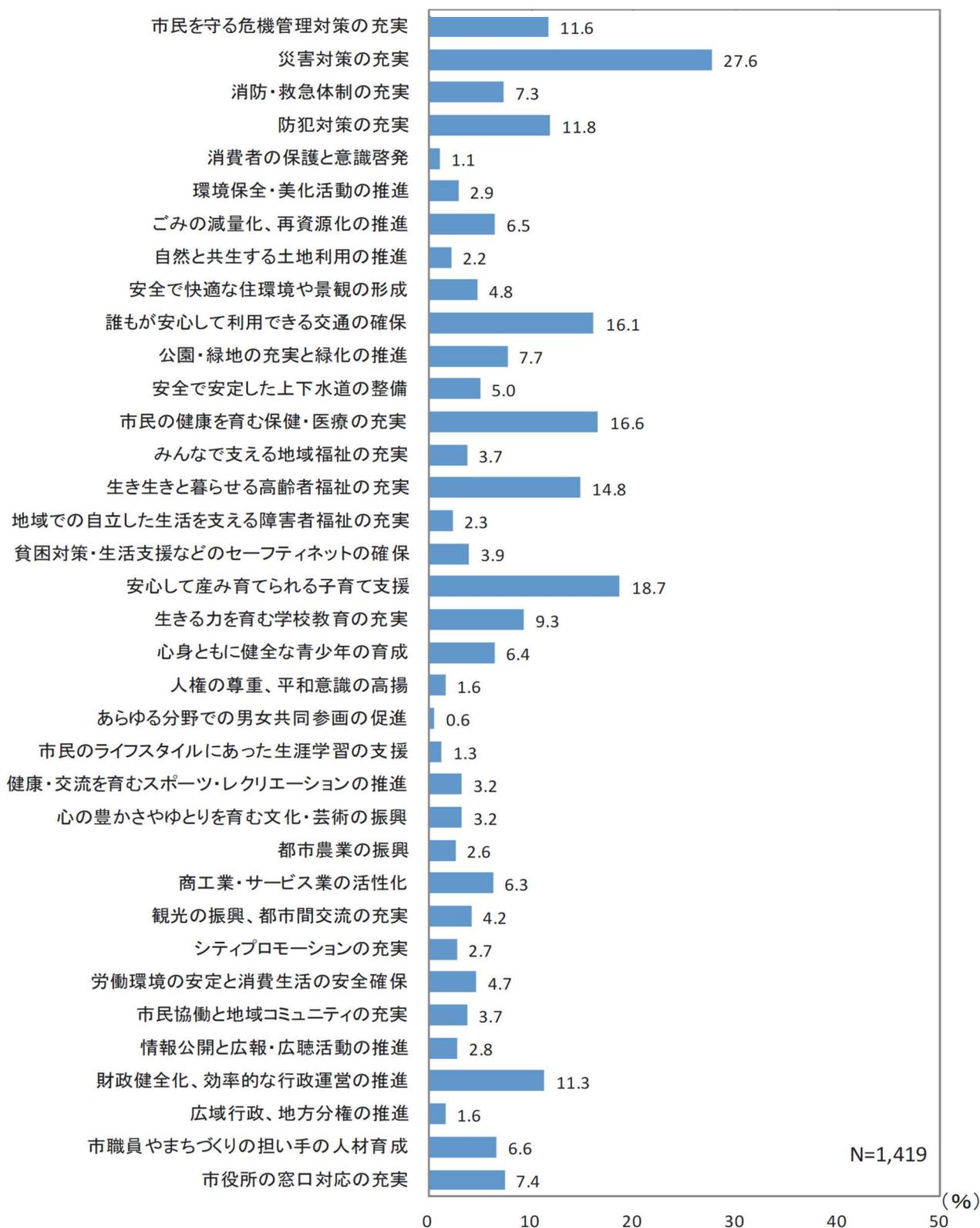
満足度と重要度の加重平均値による分布をみると、全項目の満足度の平均値が-0.10、重要度の平均値が0.69となっており、全体的に満足度が低く、重要度が高い傾向にあります。

<満足度と重要度の加重平均の分布図>



(3) 特に重要な施策について

「災害対策の充実」が 27.6%と最も高く、次いで「安心して産み育てられる子育て支援」が 18.7%、「市民の健康を育む保健・医療の充実」が 16.6%となっています。



後期基本計画

令和3(2021)年度

～令和7(2025)年度

基本計画の体系

施策目標	施策	施策の方向
1. 快適でうるおいのある住みよいまち	土地利用・市街地整備	・調和のとれた土地利用の推進 ・良好な市街地の形成 ・魅力ある交流拠点の推進
	住環境	・景観形成の促進 ・安全・快適な住環境の促進 ・公的な住宅の再整備 ・空家対策
	道路・交通	・計画的な道路整備と維持管理の推進 ・公共交通網と交通ターミナル機能の強化 ・交通安全対策の推進
	みどり・空間整備	・緑地の保全と緑化の推進 ・身近な公園の維持管理体制の充実 ・特色と親しみのある公園づくりの推進
	上下水道	・安全で安定した水の供給 ・水道事業の経営基盤の強化 ・水道施設等の整備と更新 ・下水道事業の推進 ・下水道事業の経営基盤の強化 ・下水道施設等の更新
2. 地域がつながり安全で心安らぐまち	危機管理	・危機管理体制の充実 ・危機事象等への対応強化
	防災・減災	・防災体制の充実と意識の高揚 ・災害対策の推進
	消防・救急	・消防体制の充実 ・火災予防の推進 ・救急救助活動の充実 ・警防活動の充実
	防犯	・防犯体制の充実・強化 ・防犯活動の推進と意識の高揚
	消費生活	・消費者保護の推進 ・消費者意識の啓発
	環境衛生	・自然環境の保全 ・環境美化の推進 ・環境教育の推進
	ごみの減量化と再資源化	・ごみの減量化の推進 ・ごみの再資源化の推進 ・効率的なごみ処理方法の検討
3. ともに支え合い健やかに暮らせるまち	健康・医療	・保健事業の推進 ・健康づくりの支援 ・地域医療体制の充実 ・医療保険制度の充実
	地域福祉	・地域における支え合い・助け合いの仕組みづくり ・地域活動を支える担い手づくり ・地域で支えるセーフティネットの構築 ・福祉サービスの適切な利用の推進
	高齢者福祉	・地域包括ケアシステムの構築 ・高齢者の健康づくり・生きがいづくりの推進 ・持続可能な福祉・介護サービスの促進
	障害者福祉	・障害者の支援体制の充実 ・障害者の雇用・就業機会の拡充 ・地域での自立した生活支援の充実 ・障害児の育成環境の充実 ・差別の解消と社会的障壁の除去
	生活支援	・生活支援の充実 ・年金制度への理解

施策目標	施策	施策の方向
4. 未来に羽ばたく 子ども・若者を育むまち	子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> すべての子どもの育ちへの支援 子育て家庭への支援 地域ぐるみの子育て支援の充実
	学校教育	<ul style="list-style-type: none"> 「生きる力」を育む教育の推進 安心して学べる教育環境づくりの推進
	子ども・若者育成支援	<ul style="list-style-type: none"> 健やかな成長支援 困難を有する子ども・若者の支援 社会全体で支えるための環境整備
5. 魅力発見 賑わいと 創造にあふれるまち	都市農業	<ul style="list-style-type: none"> 都市農業の振興 持続可能な農業生産基盤の強化
	商工業・サービス業	<ul style="list-style-type: none"> 経営基盤の強化 ・魅力と賑わいのある商業の振興 地域産業の活性化
	観光振興・都市間交流	<ul style="list-style-type: none"> 地域資源の活用と観光資源の創出 観光振興を推進する仕組みづくり 都市間交流の充実
	シティプロモーション	<ul style="list-style-type: none"> まちの魅力の発掘と創造 まちの魅力の戦略的・効果的な発信
	労働環境	<ul style="list-style-type: none"> 雇用対策の推進 勤労者福祉の充実
6. 歴史・文化が息づき 心身ともに 躍動するまち	生涯学習	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の機会と内容の充実 生涯学習を支える環境づくり 学びを活かせる地域づくり ・読書活動の充実
	生涯スポーツ・レクリエーション	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ・レクリエーションの普及促進 スポーツ・レクリエーションを推進する仕組みづくり スポーツ施設の整備・充実
	歴史・文化	<ul style="list-style-type: none"> 歴史資産を活かしたまちづくり 文化・芸術の振興と仕組みづくり
	平和意識・人権尊重	<ul style="list-style-type: none"> 平和意識の高揚 ・人権擁護に関する施策の充実 人権教育・人権啓発の推進 ・個人情報保護の推進
	男女共同参画	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画を支える社会づくり あらゆる分野における男女共同参画の促進 男女共同参画社会実現のための意識改革
7. 市民とともに築く 自立したまち	市民協働と地域コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティ活動の活性化 市民活動への支援 ・協働によるまちづくりの推進
	情報共有と広報	<ul style="list-style-type: none"> 情報公開 広報・広聴活動の充実
	行財政運営	<ul style="list-style-type: none"> 効率的・効果的な行政運営 情報通信技術の活用とセキュリティの強化 健全な財政運営 公共施設等の適正な管理運営
	広域行政・地方分権	<ul style="list-style-type: none"> 広域行政の推進 地方分権への対応
	人材育成	<ul style="list-style-type: none"> 職員の育成 まちの担い手づくり

SDGsの推進について

SDGsとは、国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12(2030)年までの国際目標です。日本でも積極的に取り組まれており、本市においてもSDGsに参画できる取り組みを推進することとします。

なお、国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG(United Cities and Local Governments)は、それぞれの目標に対する自治体行政の果たし得る役割を以下のとおり示しています。

目 標	目標の説明/自治体行政の果たし得る役割
	<p>【貧困】 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる</p> <p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民に必要な最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
	<p>【飢餓】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p> <p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>
	<p>【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p> <p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことによって住民の健康状態を維持・改善可能であるという研究成果も得られています。</p>
	<p>【教育】 すべての人々に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p> <p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取り組みは重要です。</p>
	<p>【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化(エンパワーメント)を行う</p> <p>自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取り組みは大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取り組みといえます。</p>
	<p>【水・衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p> <p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>
	<p>【エネルギー】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p> <p>公共建築物に対して率先して省/再エネを推進したり、住民が省/再エネ対策を推進する際に補助を出す等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源へのアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>
	<p>【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p> <p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>

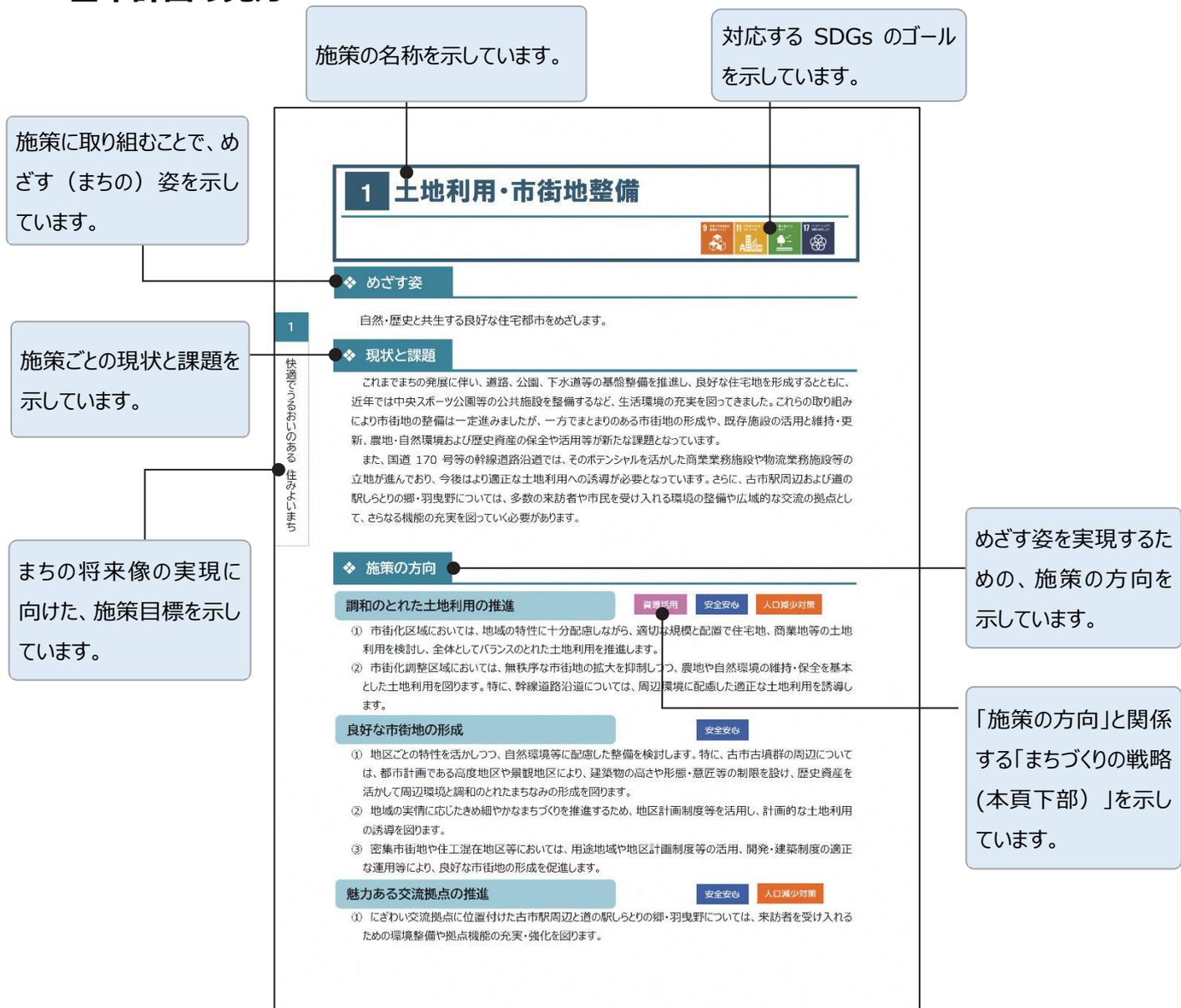
目 標	目標の説明/自治体行政の果たし得る役割
 <p>産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>【インフラ・産業化・イノベーション】 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p> <p>自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>
 <p>人や国の不平等をなくそう</p>	<p>【不平等】 各国内及び各国間の不平等を是正する</p> <p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
 <p>住み続けられるまちづくりを</p>	<p>【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p> <p>包摂的で、安全な、強靱で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</p>
 <p>つくる責任 つかう責任</p>	<p>【持続可能な生産と消費】 持続可能な生産消費形態を確保する</p> <p>環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことでこの流れを加速させることが可能です。</p>
 <p>気候変動に具体的な対策を</p>	<p>【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p> <p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
 <p>海の豊かさを増そう</p>	<p>【海洋資源】 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p> <p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>
 <p>陸の豊かさも守ろう</p>	<p>【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p> <p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
 <p>平和と公正をすべての人に</p>	<p>【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p> <p>平和で公正な社会をつくる上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
 <p>パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化</p> <p>自治体は公的/民間セクター、市民、NGO/NPO など多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>

基本計画「施策」×「SDG s の 17 の目標」の関係性

SDG s の 17 の目標		1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を推進しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
施策目標	施策						
1. 快適でうるおいのある 住みよいまち	土地利用・市街地整備						
	住環境	●		●			
	道路・交通			●			
	みどり・空間整備			●			
	上下水道						●
2. 地域がつながり安全で 心安らぐまち	危機管理						
	防災・減災						●
	消防・救急			●			
	防犯						
	消費生活						
	環境衛生		●	●	●		●
	ごみ減量化と再資源化		●	●	●		●
3. ともに支え合い 健やかに暮らせるまち	健康・医療		●	●			
	地域福祉	●		●			
	高齢者福祉			●			
	障害者福祉			●	●		
	生活支援	●		●			
4. 未来に羽ばたく子ども・ 若者を育むまち	子育て支援	●		●	●	●	
	学校教育				●		
	子ども・若者育成支援	●		●	●		
5. 魅力発見 賑わいと 創造にあふれるまち	都市農業		●				
	商工業・サービス業						
	観光振興・都市間交流						
	シティプロモーション						
	労働環境					●	
6. 歴史・文化が息づき 心身ともに 躍動するまち	生涯学習				●		
	生涯スポーツ・レクリエーション			●	●		
	歴史・文化				●		
	平和意識・人権尊重	●			●	●	
	男女共同参画				●	●	
7. 市民とともに築く 自立したまち	市民協働と地域コミュニティ						
	情報共有と広報						
	行財政運営						
	広域行政・地方分権						
	人材育成				●		

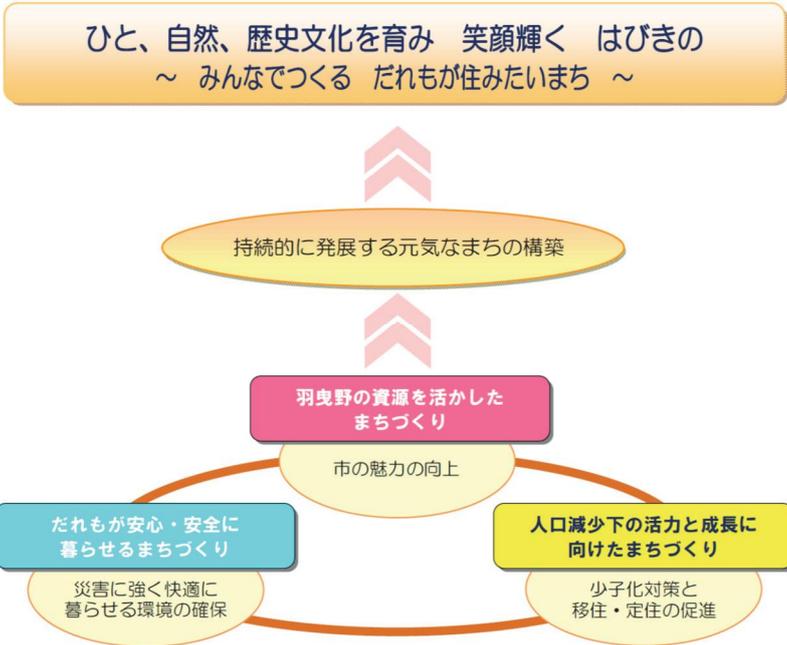
7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくる	10 人や国の不平等を なくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくもの責任 つからしめる	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさ を守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナリシップで 目標を達成しよう
		●		●				●		●
			●	●						●
		●		●						●
				●		●		●		●
		●		●			●			●
				●		●				●
				●				●		●
				●					●	●
			●		●				●	●
●		●		●	●	●	●	●		●
●		●		●	●	●	●	●		●
			●							●
			●							●
	●		●	●					●	●
	●		●	●					●	●
			●							●
			●						●	●
				●					●	●
	●								●	●
		●			●			●		●
	●	●		●						●
	●	●		●						●
	●	●		●						●
	●	●		●						●
	●	●	●							●
										●
										●
				●						●
			●						●	●
	●		●						●	●
				●					●	●
			●						●	●
				●						●
				●						●

基本計画の見方



～まちづくりの戦略～

平成 28(2016)年 3 月に策定した第 6 次羽曳野市総合基本計画の基本構想では、まちの将来像の実現に向けて、「羽曳野の資源を活かしたまちづくり」、「だれもが安心・安全に暮らせるまちづくり」、「人口減少下の活力と成長に向けたまちづくり」の 3 つを「まちづくりの戦略」として掲げ、市が重点的に取り組んでいく方向性を明確に示しています。



施策に取り組む上で、目標とする指標を示しています。

現状値と目標値を示しています。
 ※現状値は、年次の記載が特がない場合は令和元年度の値を示しています。

② 将来都市構造に位置付けた各拠点については、機能のさらなる充実を図るとともに、それぞれを結ぶネットワークの強化に取り組みます。

❖ 目標指標

古市駅の一日乗降客数

策定時* (H27/2015)	現状値* (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
20,189人	20,937人	25,000人

屋外広告物に対する
指導による適正化率

策定時 (H27/2015)	現状値 (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
0%	57.0%	100%

* 平成 24(2012)年および平成 30(2018)年の乗降客数

施策に関連する本市の計画等の名称を示しています。

❖ 関連計画

都市計画マスタープラン
 景観計画



羽曳が丘地域



駒ヶ谷地域



柏原・羽曳野中小企業団地



農地

1 快適でつながりのある住みよいまち

1 土地利用・市街地整備



❖ めざす姿

自然・歴史と共生する良好な住宅都市をめざします。

❖ 現状と課題

これまでまちの発展に伴い、道路、公園、下水道等の基盤整備を推進し、良好な住宅地を形成するとともに、近年では中央スポーツ公園等の公共施設を整備するなど、生活環境の充実を図ってきました。これらの取り組みにより市街地の整備は一定進みましたが、一方でまとまりのある市街地の形成や、既存施設の活用と維持・更新、農地・自然環境および歴史資産の保全や活用等が新たな課題となっています。

また、国道 170 号等の幹線道路沿道では、そのポテンシャルを活かした商業業務施設や物流業務施設等の立地が進んでおり、今後はより適正な土地利用への誘導が必要となっています。さらに、古市駅周辺および道の駅しらとりの郷・羽曳野については、多数の来訪者や市民を受け入れる環境の整備や広域的な交流の拠点として、さらなる機能の充実を図っていく必要があります。

❖ 施策の方向

調和のとれた土地利用の推進

資源活用

安全安心

人口減少対策

- ① 市街化区域においては、地域の特性に十分配慮しながら、適切な規模と配置で住宅地、商業地等の土地利用を検討し、全体としてバランスのとれた土地利用を推進します。
- ② 市街化調整区域においては、無秩序な市街地の拡大を抑制しつつ、農地や自然環境の維持・保全を基本とした土地利用を図ります。特に、幹線道路沿道については、周辺環境に配慮した適正な土地利用を誘導します。

良好な市街地の形成

安全安心

- ① 地区ごとの特性を活かしつつ、自然環境等に配慮した整備を検討します。特に、古市古墳群の周辺については、都市計画である高度地区や景観地区により、建築物の高さや形態・意匠等の制限を設け、歴史資産を活かして周辺環境と調和のとれたまちなみの形成を図ります。
- ② 地域の実情に応じたきめ細やかなまちづくりを推進するため、地区計画制度等を活用し、計画的な土地利用の誘導を図ります。
- ③ 密集市街地や住工混在地区等においては、用途地域や地区計画制度等の活用、開発・建築制度の適正な運用等により、良好な市街地の形成を促進します。

魅力ある交流拠点の推進

安全安心

人口減少対策

- ① にぎわい交流拠点に位置付けた古市駅周辺と道の駅しらとりの郷・羽曳野については、来訪者を受け入れるための環境整備や拠点機能の充実・強化を図ります。

- ② 将来都市構造に位置付けた各拠点については、機能のさらなる充実を図るとともに、それぞれを結ぶネットワークの強化に取り組みます。

❖ 目標指標

古市駅の一日乗降客数

策定時* (H27/2015)	現状値* (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
20,189 人	➡ 20,937 人	➡ 25,000 人

* 平成 24(2012)年および平成 30(2018)年の乗降客数

屋外広告物に対する 指導による適正化率

策定時 (H27/2015)	現状値 (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
0%	➡ 57.0%	➡ 100%

❖ 関連計画

都市計画マスタープラン

景観計画



羽曳が丘地域



駒ヶ谷地域



柏原・羽曳野中小企業団地



農地

2 住環境



❖ めざす姿

市民が安心して住み続けられる魅力あるまちをめざします。

❖ 現状と課題

本市には、古市古墳群等の風格ある歴史資産、中山間地域や河川における豊かな自然があり、それらに囲まれるように住宅市街地が形成されています。本市特有の景観資源を活用した良好な景観の形成・維持による、羽曳野らしい景観づくりの促進が必要となっています。

一方、高齢化の進行、家族構成の変化、生活様式の多様化等に伴い、住宅に対する市民のニーズは、バリアフリー化や耐震化など、住宅の質の向上へと変化しており、このようなニーズやライフスタイルの変化に柔軟に対応できる住宅の供給が求められています。老朽化が進む市営住宅についても、既存の住宅ストックをできるだけ活用しながら、耐震性や快適な住環境の確保に取り組んでいく必要があります。

さらに、適切に管理されず放置された空家の増加が、衛生・景観・生活環境の保全や保安の面において、地域住民の生活環境に深刻な影響を与えていることが、全国的な社会問題となっています。本市における平成30(2018)年(住宅土地統計調査)の空家率は16.4%となっており、今後、空家の適切な管理を促進し、市民の生活環境の保全に加え、有効活用により地域の活性化にもつなげる両面からの取り組みが求められています。

❖ 施策の方向

景観形成の促進

資源活用

- ① 市民、事業者、専門家等とともに、景観計画を軸とした良好な景観の形成に努めます。特に、古市古墳群の周辺においては、歴史的景観、自然的景観、市街地景観が一体となった羽曳野らしい景観の形成を促進します。

安全・快適な住環境の促進

安全安心

- ① 市民だれもが安全に安心して暮らせるよう、建築物の耐震補強や除却、バリアフリー化を促進するなど、快適に生活できる住環境の確保に取り組みます。

公的な住宅の再整備

安全安心

- ① 市営住宅においては、市営住宅等長寿命化計画に基づき、集約建替えを計画的に行い、耐震性の確保や居住環境の改善に努めます。
- ② 大阪府営古市住宅については、若年世帯向け住宅、高齢者・福祉向け住宅等の多種多様な居住ニーズに対応した建て替え事業を促進します。

空家対策

安全安心

- ① 空家等対策計画に基づき、空家等の発生を予防します。また、適正管理や利活用を促進し、市民の安全確保と生活環境の保全を図るとともに、地域の活性化をめざします。

❖ 目標指標

市営住宅耐震化率

空家数*

策定時 (H27/2015)	現状値 (R2/2020)	目標値 (R7/2025)	策定時 (H27/2015)	現状値 (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
41.0%	➡ 53.0%	➡ 64.0%	2,650 戸	➡ 2,650 戸	➡ 3,310 戸

* 国の成果指標の設定を参考に、予測値(H30 : 3,471 戸、R5 : 4,512 戸)を下回る目標設定とした。

❖ 関連計画

景観計画

建築物耐震改修促進計画

市営住宅等長寿命化計画

空家等対策計画



古墳とともに暮らす羽曳野

3 道路・交通



❖ めざす姿

安全で快適な道路環境が確保され、公共交通の利便性の向上が図られているまちをめざします。

❖ 現状と課題

本市の道路ネットワークは南阪奈道路や国道170号等により、周辺都市とつながる広域幹線道路網の整備が進みつつある一方、市内を連絡する補助幹線道路や、身近な生活道路についてはさらなる安全性の向上が求められています。

また、道路施設は高度経済成長期に建設されたものが多く、事故が発生するリスクが年々高まっています。また、修繕時期が一時期に集中することが懸念され、老朽化した施設の維持管理・修繕をいかに計画的に実施していくかが重要な課題となっています。今後は、舗装や橋梁等の道路ストックの長寿命化を図りながら、強靱なインフラの構築に向けて適切に補修を行っていく必要があります。

市内の交通事故発生件数は減少傾向にありますが、引き続き交通安全施設の整備とともに、自転車の安全な利用をはじめとする、交通安全に対する意識の高揚やマナー向上等についての啓発活動、法改正等についての周知を行っていくことが重要です。また、危険個所の調査・補修や清掃など、適切な維持管理と並行して、防護柵や区画線等の交通安全対策や歩道のバリアフリー化の推進など、安全に通行できる道路環境の整備が求められています。

高齢化社会が到来し、運転免許証の自主返納を行う人の増加が予測されるとともに、だれもが安心して利用できる交通の確保に対する市民ニーズの高まりが見られ、日常生活を支える移動手段を確保することが課題となっていることから、今後、利用者のニーズに応じた交通ネットワークの充実が求められています。

❖ 施策の方向

計画的な道路整備と維持管理の推進

資源活用

安全安心

- ① 市民の利便性の向上と、より安全な道路環境の確保に向けて、府道郡戸大堀線をはじめとする幹線道路整備を促進するとともに、生活道路の計画的な整備を推進します。
- ② 道路施設の安全性の向上を図るため、舗装については舗装維持管理計画に基づく維持補修を計画的に実施するとともに、橋梁の長寿命化に向け、橋梁長寿命化修繕計画に沿った修繕工事を順次実施します。
- ③ 竹内街道や東高野街道等の歴史的な街道については、来訪者に向けた、案内施設の充実や安全な歩行空間の確保等の環境整備に努めます。

公共交通網と交通ターミナル機能の強化

安全安心

- ① 鉄道駅と市内施設をつなぐ交通ネットワークについては、公共施設循環福祉バスの円滑な運行、充実に取り組むとともに、地域や交通事業者との協力・連携により、公共交通の利便性の向上に努めます。

- ② 主要駅の周辺においては、駅前広場やアクセス道路の整備、バリアフリー化等の取り組みを進め、交通ターミナル拠点としての機能の強化と充実を図ります。

交通安全対策の推進

安全安心

- ① 市民一人ひとりの交通安全に対する意識の高揚を図るため、関係機関、各種団体、地域と連携した啓発活動に取り組みます。
- ② 通学路交通安全プログラムに基づき、関係機関と連携しながら、通学路の安全確保にかかる取り組みを推進します。
- ③ 安全な道路環境を確保するため、危険個所の調査や補修、適切な維持管理に努めます。

❖ 目標指標

駅周辺における 放置自転車撤去数

策定時 (H27/2015)	現状値 (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
837台	318台	200台

長寿命化修繕計画に基づく 橋梁修繕数(累計)

策定時 (H27/2015)	現状値 (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
2橋	19橋	42橋

❖ 関連計画

バリアフリー基本構想

舗装維持管理計画

橋梁長寿命化修繕計画

通学路交通安全プログラム



南阪奈道路

4 みどり・空間整備



❖ めざす姿

市民に憩いと安らぎを与える、みどり豊かなまちをめざします。

❖ 現状と課題

本市には、応神天皇陵古墳をはじめとする大小数多くの古墳、史跡、寺社等が存在しており、石川や飛鳥川等の水辺空間や金剛・生駒の山並みをはじめ、農地、樹林地等の貴重な自然が残されています。一方で、住宅開発等により市街地の緑地は減少しており、身近にみどりを感じられる空間の整備が求められています。

市民の憩いと交流の場の確保を図るため、峰塚公園や駒ヶ谷駅西側公園等の整備を推進してきたところですが、市民一人あたりの都市公園等の面積は府内の平均を下回っており、今後もより一層公園の整備と緑地の保全に取り組んでいく必要があります。

また、地域の拠点となる公園については、スポーツ・レクリエーションの場としてだけでなく、防災や景観形成、健康づくりの機能充実等が求められています。

さらに、地域住民が利用しやすいよう公園施設の改善や、公園の維持管理等に幅広く参加できる仕組みづくりも課題となっています。

❖ 施策の方向

緑地の保全と緑化の推進

資源活用

- ① うるおいのある都市環境の創出に向け、農地、山林、水辺等の自然環境を持続可能な形で適切に保全するとともに、市民のレクリエーションの場としての活用方策を検討します。
- ② 民有地、民間施設の緑化促進についての普及啓発に取り組むとともに、道路、公園等の公共施設においては、より地域に親しまれるような環境整備に努めます。
- ③ 市街地における緑地の保全や緑化を促進し、みどりを身近に感じることができる環境づくりに努めます。

身近な公園の維持管理体制の充実

安全安心

- ① 地域住民にとって利用しやすく愛着を持つことができる公園づくりを推進するため、地域と協働した整備体制の充実を図ります。
- ② 各種団体や地域と連携しながら、アドプト事業の活用等による公園の適切な維持管理と利用モラルの醸成を図るとともに、施設の維持管理を計画的に実施します。

特色と親しみのある公園づくりの推進

安全安心

- ① 峰塚公園や駒ヶ谷駅西側公園等の地域の憩いと交流の拠点については、さらなる機能の充実を図ります。また、地域の身近な公園についても、利用者のニーズに応じた公園づくりに努めます。
- ② 幼児から高齢者まですべての人が安心して利用できるよう、施設のバリアフリー化を推進します。

❖ 目標指標

一人あたりの都市公園面積

策定時 (H27/2015)	現状値 (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
4.2㎡	➡ 4.2㎡	➡ 6.0㎡

公園・緑地の充実と緑化の推進に 満足している市民の割合

策定時 (H27/2015)	現状値 (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
21.0%	➡ 16.4%	➡ 30.0%

❖ 関連計画

緑の基本計画



峰塚公園



緑の少年団

5 上下水道



❖ めざす姿

安心、安全な水道水が安定的に供給されるとともに、
集中豪雨等の自然災害に強く、市民が安全で快適に生活できるまちをめざします。

❖ 現状と課題

上水道については、多くの水道施設の老朽化が進んでおり、施設の更新と耐震化が大きな課題となっています。一方で、今後進行していく人口減少が、給水収益が主な財源である水道事業に大きな影響を及ぼすものと懸念されています。

そのため今後は、長期的展望に立った収支見通しを立て、限られた財源の中で効率的かつ計画的な更新および耐震化を実施していくことが求められています。

下水道については、令和元(2019)年度末には下水道管総延長346km、下水道普及率は85.4%に達しており、今後も、衛生的で快適な生活環境の確保のため、さらなる整備の推進が求められています。

また、近年頻発する集中豪雨に対しては、雨水施設の整備では対応できないケースがあるため、浸水地域の周知やハザードマップの更新といったソフト面での対策がこれまで以上に必要となっています。

さらに、老朽管等の下水道施設の更新については、下水道ストックマネジメント計画に基づく老朽化対策を順次進めていく必要があります。人口減少をはじめとする社会情勢の急激な変化に対応し、将来にわたり安定したサービスの提供が行えるよう、さらなる経費削減や収入確保を図るなど、経営の健全化に努める必要があります。

❖ 施策の方向

安全で安定した水の供給

安全安心

- ① 安全でおいしい水の持続可能で安定的な供給のため、水源監視や貯水槽水道の設置者への指導強化を図るなど、水源から給水栓まで一貫した水道管理を徹底します。

水道事業の経営基盤の強化

安全安心

- ① 長期にわたる収支計画を随時見直し、費用が収益に比べて過大とならない経営を行い、経営基盤の強化に努めます。
- ② 使用水量の減少に対応した経費の削減や施設規模の縮小を図るなど、効率的な事業運営を進めます。

水道施設等の整備と更新

安全安心

- ① 安定給水の確保をめざし、地震等の災害時にも被害を最小限に抑えるため、基幹施設や管路の耐震化を進めるとともに、漏水防止事業を強化します。

下水道事業の推進

安全安心

- ① 汚水事業については、整備年次計画に基づき効率的に整備区域を拡大するとともに、水洗化の普及促進に取り組めます。
- ② 雨水事業については、水路網の再構築と機能強化を図り、既存施設を有効利用しつつ、ソフト・ハードの両面から総合的な浸水対策を推進します。

下水道事業の経営基盤の強化

安全安心

- ① 下水道事業経営戦略に基づき、経費の削減と収入の確保を図ります。また、効果的な整備・更新および効率的で持続可能な管理運営を推進します。さらに、受益者負担金や下水道使用料の水準のあり方についても検討します。
- ② 下水道の未接続家庭への啓発等を行うなど、水洗化を促進し、下水道使用料の増収を図ります。

下水道施設等の更新

安全安心

- ① 下水道ストックマネジメント計画に基づき、施設の適正な維持管理、老朽化対策に取り組み、将来にわたる安定したサービスの提供を確保します。
- ② 地震等の災害時の被害を最小限に抑えるため、下水道施設の耐震化を推進します。

❖ 目標指標

送配水管の耐震化率

策定時 (H27/2015)	現状値 (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
22.5%	➡ 28.4%	➡ 34.4%

下水道人口普及率

策定時 (H27/2015)	現状値 (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
81.6%	➡ 85.4%	➡ 87.2%

❖ 関連計画

- 水道事業ビジョン
- 水道整備基本計画
- 流域関連公共下水道事業計画
- 下水道事業経営戦略
- 下水道ストックマネジメント計画

1 危機管理



❖ めざす姿

危機事象への体制が構築され、市民の生命と財産が守られている安全なまちをめざします。

❖ 現状と課題

近年、大規模な自然災害をはじめ、凶悪事件や子どもに対する犯罪、新たな感染症の流行等、様々な危機事象が発生しています。とりわけ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって市民の健康や生活が脅かされており、未知の感染症への備えが求められています。また、国民保護法が想定する武力攻撃事態や無差別テロによる緊急対処事態等の重大な危機事象への備えも必要となっています。

本市では、Jアラートやデジタル防災行政無線(同報系システム)の活用、緊急速報メールによる周知など、危機事象発生時の情報伝達手段の充実に努めています。

今後も市民に対して危機意識を高めるための啓発を行うとともに、発生時には迅速に周知し、避難を促す必要があります。また、危機事象の発生規模や被害状況に応じた円滑で迅速な救護と復旧活動に向け、組織的かつ的確に対応できる危機管理体制を確立し、国や大阪府等とさらに連携を強化することが必要です。

❖ 施策の方向

危機管理体制の充実

安全安心

- ① 市民の生命、身体、財産を守るため、テロや武力攻撃事態等をはじめ、感染症や凶悪事件等の危機事象に対して、国、大阪府等と連携のもと、本市国民保護計画に基づいた被害の防止・軽減に向けた総合的な危機管理体制の確立に取り組みます。
- ② 市民の危機意識の向上を図るため、市民に対する啓発を行うとともに、必要な情報の提供に努めます。また、危機事象に備えた各種訓練の実施や危機管理対応指針に基づいた危機管理対策の充実に努めます。

危機事象等への対応強化

安全安心

- ① 庁内体制の充実・強化を図るとともに、国、大阪府、近隣自治体や地域との連携・協力体制を充実するなど、危機事象への対応強化に努めます。
- ② 様々な危機事象に対して機敏に対応するため、関係機関との連携強化や、他自治体等との情報の共有化を図ります。また、市民に対して正確な情報を迅速かつ的確に提供することで、被害の発生や拡大を防止します。
- ③ 危機事象が発生した際に的確な緊急対応ができるよう、市職員の危機管理意識と対応能力の向上を図ります。

❖ 目標指標

危機管理対策に満足している

市民の割合

策定時 (H27/2015)	現状値 (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
7.0%	7.2%	10.0%

職員向け危機管理研修

実施回数(累計)

策定時 (H27/2015)	現状値 (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
0回	2回	5回

❖ 関連計画

国民保護計画

危機管理対応指針

新型インフルエンザ等対策行動計画

2

地域がつながり
安全で心安らぐまち



消防本部指令室

2 防災・減災



❖ めざす姿

市民の防災・減災への意識が高く、災害に強いまちをめざします。

❖ 現状と課題

全国各地で相次ぐ大規模な自然災害の発生により、防災に対する市民の関心が高まる中、今後も、行政・消防・自主防災組織等の関係機関が一体となり、防災体制や機能の強化を図るなど、市民とともに災害に強いまちづくりを進めていく必要があります。とりわけ、近年においては、全国で行政や関係機関だけでは担いきれないほどの大規模な地震や浸水災害等が発生している現状を踏まえ、国土強靱化地域計画に基づき、本市の様々な特性を考慮に入れ、あらゆる大規模自然災害等を想定しながら、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」をもった「強靱な地域」をつくりあげる対応策や施策を総合的かつ計画的に実施していく必要があります。

他自治体と連携した広域的な防災体制を構築するとともに、各地域において自主防災組織の結成・育成等を進めています。被災時に備えて、民間企業との応援協定の締結に積極的に取り組むとともに、市民の防災・減災に対する意識をさらに高めていくため、防災訓練や情報提供、啓発活動等を推進し、自助・共助・公助の活動が効果的になされるような防災・減災体制を構築することが求められています。

❖ 施策の方向

防災体制の充実と意識の高揚

安全安心

- ① 南海トラフ巨大地震をはじめ、今後起こりうる災害に対応するため、関係機関、関係団体、地域、企業との連携を強化し、防災・減災体制の充実に取り組みます。
- ② 大規模災害時に迅速な救助活動が行えるよう、引き続き、行政間および民間との各種協定の締結を推進するなど防災体制の充実を図ります。
- ③ 市民の自助・共助の意識の高揚を図るため、各種防災訓練等の開催を通じて防災意識や防災技術の向上を図ります。また、自治会等に自主防災組織の組織化をより一層促すとともに、自主防災組織に対して防災訓練への支援を行います。

災害対策の推進

安全安心

- ① 国土強靱化地域計画に基づき、都市基盤施設の整備や市民の防災意識の向上など、ハード・ソフト両面の対応策や施策を総合的かつ計画的に実施します。また、災害に強いまちの形成に向けて、災害時の拠点となる公共施設の耐震化をはじめ、上下水道等のライフラインの耐震化や応急的な復旧・復興対策に努めます。さらに、避難所の拡充および環境整備に取り組むとともに、民間建築物の耐震診断・耐震改修を促進します。

- ② 広域防災活動拠点へのアクセス道路として位置付けられている都市計画道路八尾富田林線の早期整備を促進するとともに、市内における緊急輸送や避難に資する道路の整備に取り組みます。
- ③ 災害時の活動拠点や避難場所となる公園・広場、備蓄基地等を整備するとともに、感染症対策を含めた避難所機能の強化に加え、計画的に食糧や資機材等の備蓄に努めます。
- ④ 要配慮者の避難所における装備品の拡充を行うとともに、災害時に単独での行動が困難な避難行動要支援者の避難を支援する体制の充実を図ります。

❖ 目標指標

非常時持ち出し品や災害時の備蓄品を準備している市民の割合

策定時 (H27/2015)	現状値 (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
—	➤ 30.0%	➤ 60.0%

自主防災組織編成率

策定時 (H27/2015)	現状値 (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
34.0%	➤ 30.0%	➤ 65.0%

❖ 関連計画

地域防災計画
危機管理対応指針
国土強靱化地域計画



資機材訓練

3 消防・救急



❖ めざす姿

緊急事案への対応力が充実し、市民の安全が確保されたまちをめざします。

❖ 現状と課題

柏原市、藤井寺市とともに柏原羽曳野藤井寺消防組合を組織し、地域との連携のもと、火災の予防、消火や救急救助等による市民の安全確保に取り組んでいます。近年、多発する自然災害、火災等の災害の多様化・大規模化、また高齢化の進行等による救急需要の増加等に迅速かつ適切に対応できる消防・救急体制の確保が求められており、総合的な消防力の強化や救急体制の増強が必要となっています。

非常備消防としては、消防団が組織されており、地域での消防活動や防火活動等を通じた地域住民の安全・安心な生活の確保に取り組んできました。しかしながら近年、担い手の不足により団員の確保が困難となっています。また、消防団・自主防災組織を中心とする地域ぐるみの消防・防災体制の確立とともに、火災予防の啓発や自動体外式除細動器(AED)の普及など、市民一人ひとりの意識の高揚と知識の習得が課題となっています。

❖ 施策の方向

消防体制の充実

安全安心

- ① 近年の災害の教訓等を踏まえ、消火・救急・救命活動について、総合的な質の向上に努めるとともに、消防広域化等による消防力の強化に向けた検討を進めます。
- ② 防火・防災に向けた教育や訓練の実施、火災の件数や被害を減少させるための啓発および情報提供に取り組むとともに、関係機関や地域と連携し、放火されないまちづくりをめざします。

火災予防の推進

安全安心

- ① 火災発生件数の減少および被害の低減を図るため、関係機関と連携した自主防災訓練を積極的に行います。また、住宅火災の減少に向けた住宅用火災警報器の設置の促進や、事業所に対する防火・防災管理の指導を適切に実施します。

救急救助活動の充実

安全安心

- ① 多様化する救急需要に対応するため、救急車の適正利用への啓発に努めます。また、救急隊員の資質向上を図るため、救急救命士を中心とした教育体制を充実し、救命率の向上をめざします。さらに、救急隊員到着までに適切な救命処置が行えるよう、AEDの使用法の講習会を実施するなど、知識の習得に向けた普及啓発に取り組みます。感染症対策については、訓練を通じて関係機関との役割確認を行うなど、連携体制の拡充を図ります。

- ① 高機能消防指令センターの迅速かつ的確な運用による災害発生場所への到着時間の短縮とともに、小型化した水槽付消防ポンプ車を主力とした早期放水体制の確立等により、火災による被害の軽減を図ります。また、様々な災害に対応することができるよう、職員の高度な知識、技術の習得を促進し、警防活動のさらなる強化・向上を図ります。

❖ 目標指標

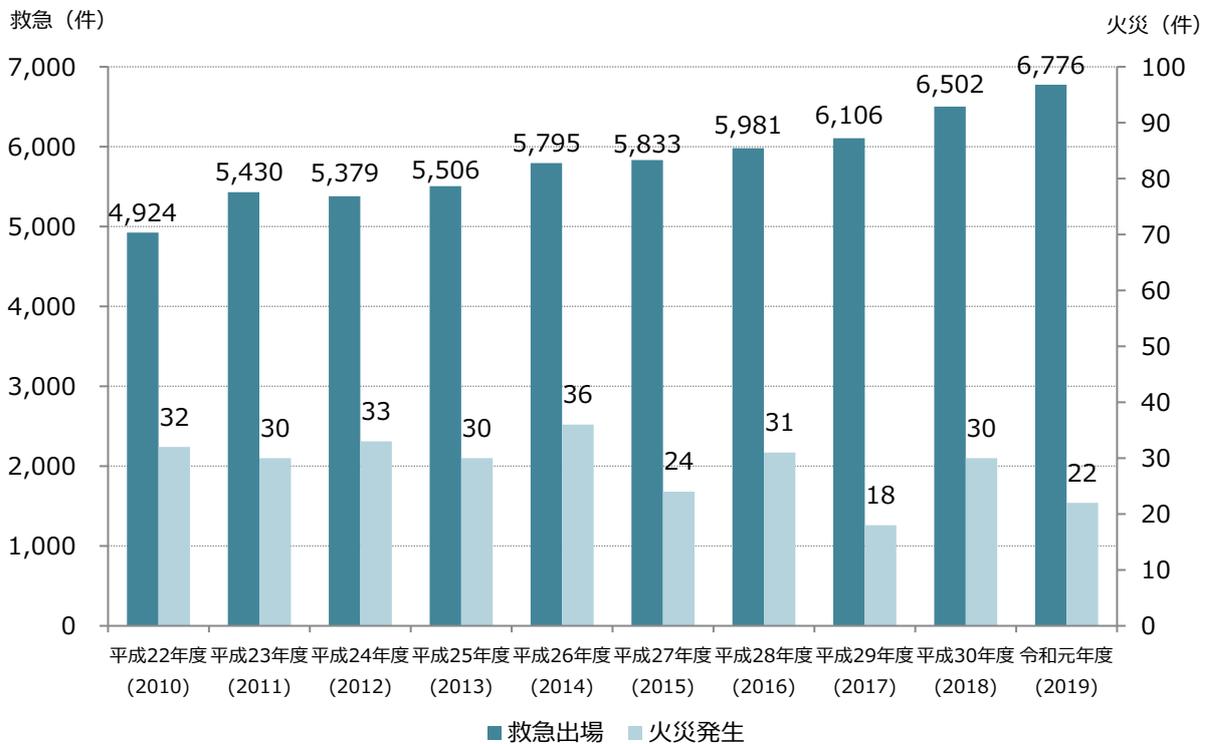
火災件数

策定時 (H27/2015)	現状値 (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
36件	18件	15件

普通救命講習受講者数

策定時 (H27/2015)	現状値 (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
1,140人	1,777人	2,200人

<救急出場および火災発生件数の推移>



資料：消防年報（柏原羽曳野藤井寺消防組合）

4 防犯



❖ めざす姿

犯罪が少なく、安全で住みよいまちをめざします。

❖ 現状と課題

近年、社会情勢の変化に伴い、スマートフォンやSNS等を悪用したサイバー犯罪や特殊詐欺、あおり運転等の危険な交通犯罪等の犯罪の多様化が進む中で、日常生活における安全・安心に対する意識が高まっています。とりわけ、児童や生徒が巻き込まれる犯罪については、学校、地域、保護者等と連携しながら、子どもの安全を守る取り組みを推進していく必要があります。

警察や防犯協議会等と連携し、犯罪に関する情報の提供や防犯意識の啓発を行っています。また、地域や事業者等と連携し、登下校中の児童の安全見守り活動をはじめ、防犯パトロールや青少年に対する指導・助言など、地域ぐるみの防犯活動に取り組んでいます。

今後も防犯カメラや防犯灯の設置を引き続き促進するとともに、関係機関や地域との連携を強化することが求められています。あわせて、地域コミュニティにおける結びつきをさらに強固にすることによって、地域の防犯力の向上や市民一人ひとりの防犯意識の高揚、自主的な防犯活動の促進へとつなげる必要があります。

❖ 施策の方向

防犯体制の充実・強化

安全安心

- ① 自治会の自主的な防犯活動を支援するとともに、市としての総合的な防犯体制の整備に取り組みます。また、羽曳野警察や防犯協議会および安全なまちづくり推進協議会と連携して、地域が一体となった防犯活動の充実を図ります。
- ② 青色防犯パトロールや防犯パトロールを実施し、平常時の防犯体制の強化を図ります。

防犯活動の推進と意識の高揚

安全安心

- ① 夜間の安全を確保するため、自治会に対して防犯灯の設置や維持管理等の支援を実施します。また、家庭の門灯や玄関灯の点灯を奨励するなど、夜間に暗がりの少ないまちづくりに取り組みます。
- ② 犯罪の抑止および発生後の早期解決を図るため、プライバシーの保護に留意しつつ、防犯カメラの設置を促進します。
- ③ 特殊詐欺やひったくり等の街頭犯罪を防止するため、関係団体、関係機関と連携し、市民への啓発活動を実施するなど、市民一人ひとりの防犯意識の高揚を図ります。
- ④ 地域や個人の自主的な防犯活動を促進するとともに、空き巣犯罪等の防犯対策の普及啓発に努めます。

❖ 目標指標

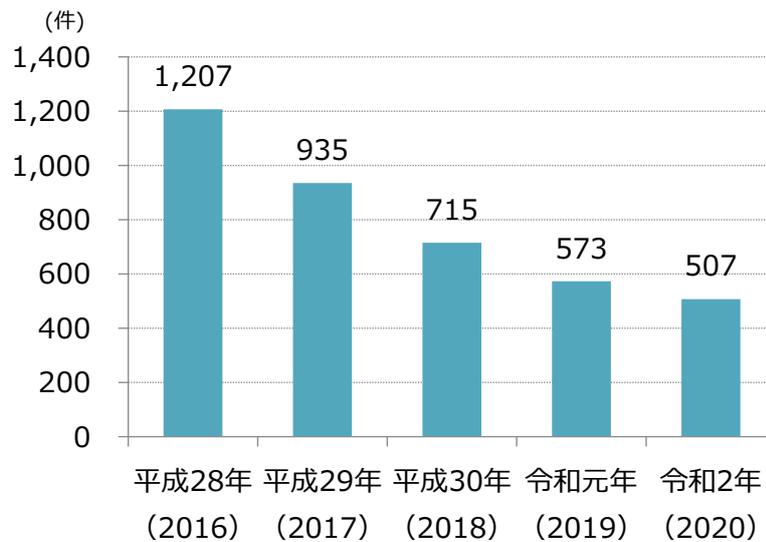
刑法犯認知件数

策定時 (H27/2015)	現状値 (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
1,672 件	➡ 507 件	➡ 480 件

防犯カメラ設置台数(累計)

策定時 (H27/2015)	現状値 (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
61 台	➡ 211 台	➡ 285 台

<刑法犯認知件数の推移>



資料：犯罪統計（大阪府警察）



児童の安全見守り活動

5 消費生活



❖ めざす姿

市民が安心して消費生活を行えるまちをめざします。

❖ 現状と課題

消費者ニーズの多様化、ICTの急速な発達により、商品やサービスの販売形態・方法も複雑かつ多様化しており、消費者を取り巻く環境は大きく変化しています。とりわけインターネット等を利用した取引は、消費者の利便性を大きく向上させたものの、消費者被害やトラブルに発展するケースが増え、相談件数も増加しています。

また、訪問販売等による悪質商法、特殊詐欺、クレジット決済や多重債務等による消費者被害も多発しており、特に高齢者等が、被害にあわないための情報提供や意識啓発とともに、被害にあった場合の早期発見や対応が求められています。

消費者被害やトラブルの未然防止のため、消費生活センターを設置し、専門の相談員が市民から寄せられる相談等の対応を行い、消費者被害の救済に努めるとともに、消費生活に関する情報提供や研修会等を開催し、消費者問題に関する正しい知識や消費者意識の啓発に取り組んでいます。しかし、相談内容は、年々複雑かつ多様化してきており、関係機関等と連携し、より迅速かつ適切な対応を図るための相談体制の充実が必要となっています。

❖ 施策の方向

消費者保護の推進

安全安心

- ① 消費者被害を最小限に抑えるため、関係機関と連携しながら、より迅速で適切に対応できる相談体制の充実に努めます。
- ② 適正な計量の実施を確保するため、量目調査を実施するとともに、市内事業所に対する計量管理の推進、計量意識の啓発・向上に努めます。

消費者意識の啓発

安全安心

- ① 消費者被害の未然防止、拡大防止を図るため、広報紙やウェブサイト等の様々な媒体を活用し、情報提供や啓発活動を推進します。
- ② 消費者団体連絡協議会やくらしのナビゲーター等、関係団体や関係機関との連携により、地域の研修会における啓発活動や消費者教育を促進するなど、地域における活動の担い手育成に取り組みます。

❖ 目標指標

消費者意識の啓発にかかる

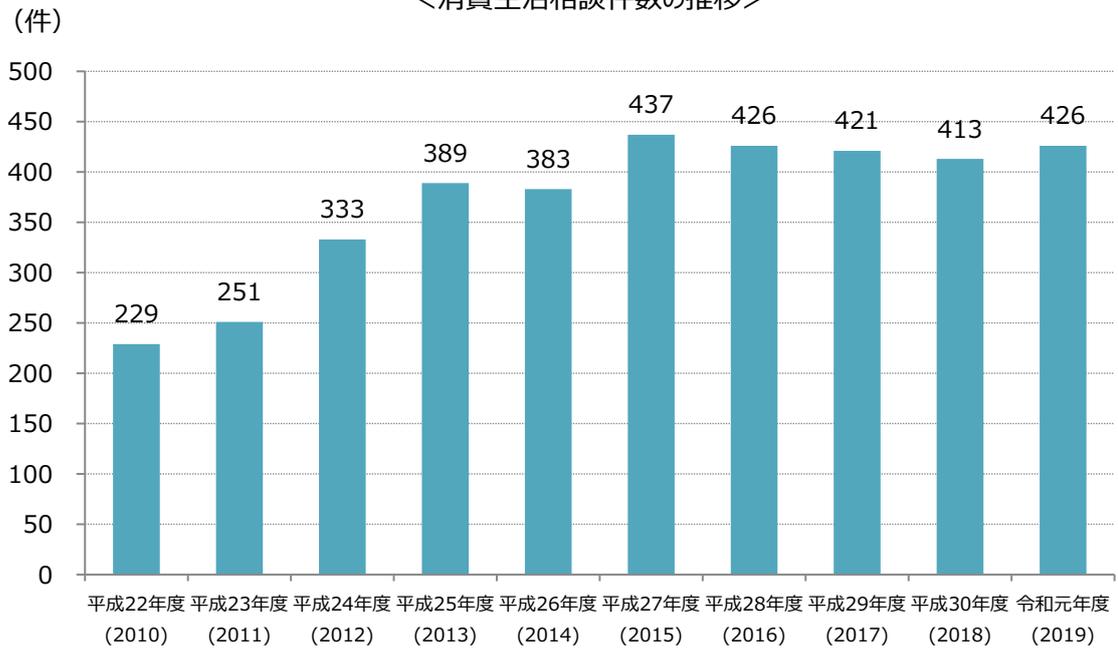
出前講座の実施回数

策定時 (H27/2015)	現状値 (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
5回	7回	15回

量目調査における正量率

策定時 (H27/2015)	現状値 (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
97.9%	98.0%	98.0%

＜消費生活相談件数の推移＞



資料：生活環境部産業振興課



消費者への普及啓発

6 環境衛生



❖ めざす姿

美しい自然環境が保全され、市民が快適に暮らせるまちをめざします。

❖ 現状と課題

美しい自然環境を守り育てるため、地域住民や関係団体等と連携し、清掃活動等の美化活動を実施しています。今後も地域の生活環境を保全するため、継続的な活動の実施が求められています。

また、地球温暖化防止や資源循環型社会の構築のため、市民、事業者、行政が共通の理解・認識のもと、環境対策として温室効果ガスの削減や再生可能エネルギーの導入・推進に取り組む必要があります。

さらに、プラスチックは、安価で使いやすいことから、私たちの生活に身近なものとなっています。その一方で、道路や街中で不用意にごみとして捨てられたプラスチックが、雨や風で流されて河川から海へと流れ込むことにより、海洋環境や生物に深刻な影響を与えています。プラスチックごみによる様々な問題については、国際会議で議論されるなど、世界的な関心がますます高まっており、本市においても、令和元(2019)年6月18日に「はびきのプラスチックごみゼロ宣言」を行い、市民意識の高揚に努めています。

環境美化条例に基づき、環境の保全・美化に取り組んでいますが、良好な生活環境の維持や環境衛生の実現のため、美化活動をより一層推進することが求められています。また、地球規模で進行する温暖化、大気汚染、海洋汚染等の様々な環境問題にも対応できるよう、さらなる環境対策を推進していく必要があります。

❖ 施策の方向

自然環境の保全

安全安心

- ① 地球温暖化を防止するため、市民に対する省エネルギーの推進や代替エネルギー資源の活用について、より一層の啓発に努め、温室効果ガスのさらなる削減に取り組みます。
- ② 公害発生を防止するため、関係機関との連携を強化し、大気汚染や騒音、振動、水質汚濁等の公害の監視を継続的に実施します。
- ③ はびきのプラスチックごみゼロ宣言に基づき、使い捨てプラスチックの削減やポイ捨て防止等の啓発活動に取り組めます。

環境美化の推進

安全安心

- ① 環境美化に対する市民意識の向上のため、河川の一斉清掃をはじめとした市民や事業者が参画する美化活動を推進します。

- ① 市民の環境問題に対する関心を高めるとともに、環境保全活動や美化活動への参画を促進し、美しい自然環境を将来に引き継ぐため、関係機関と連携し、環境教育のさらなる充実を図ります。

❖ 目標指標

市民からの公害苦情解決率

策定時 (H27/2015)	現状値 (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
87.0%	➡ 91.4%	➡ 92.0%

環境保全・美化活動の推進に
満足している市民の割合

策定時 (H27/2015)	現状値 (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
20.5%	➡ 16.2%	➡ 25.0%

❖ 関連計画

- 生活排水処理基本計画
- 生活排水対策推進計画



環境出前授業



ごみ清掃活動

7 ごみの減量化と再資源化



❖ めざす姿

ごみが適正に処理され、資源が循環する仕組みが構築されているまちをめざします。

❖ 現状と課題

資源循環型社会の形成に向けて、市内各所にペットボトル回収ボックスの設置や、プラスチックごみの縮減に向けた市民への啓発に努めています。今後は排出された廃棄物をいかに処理するかという従来の方向に加え、「ごみとなるものの発生自体を抑止する」「壊れても直せるものは修理して使う」「所有せずに借りることで代替品とする」など、これまでの価値観やライフスタイルを見直し、市民、事業者、行政が一体となって環境に配慮した行動を実践していくことが求められています。

また、本市のごみ排出量は減少傾向にありますが、柏羽藤環境事業組合によるごみ処理施設の管理運営においては、最終処分場の処理能力等を考慮し、今後もより一層の排出量の削減、再資源化および中間処理での減量化・減容化を行う必要があります。さらに、ごみ処理施設の効率的な運営に向けた検討を行うことが重要な課題の一つとなっています。

❖ 施策の方向

ごみの減量化の推進

安全安心

- ① ごみ問題に対する意識の向上を図るとともに、市民、事業者、行政が一体となり、ごみ減量化の取り組みを推進します。
- ② 市民が日常生活の中でごみの減量化を図るため、その取り組みに向けたライフスタイルの見直しなどの啓発や支援に努めます。

ごみの再資源化の推進

安全安心

- ① 持続可能な社会の実現に向け、市民、事業者のリサイクル意識の高揚を図り、分別収集の徹底とごみの再資源化を一層推進します。
- ② 廃プラスチックのリサイクルを推進するため、ペットボトルの回収に取り組みます。

効率的なごみ処理方法の検討

安全安心

- ① 広域連携のもと、環境への負荷を低減しながら適正な処理を行うとともに、ごみ処理施設におけるより一層効果的・効率的な処理の検討に努めます。
- ② 現在の最終処分場をできる限り長期間有効に利用するとともに、環境保全に留意し、周辺環境の整備等も含めた適切な最終処分のあり方について検討します。

❖ 目標指標

市民一人一日あたりの 家庭系可燃ごみの排出量

策定時 (H27/2015)	現状値 (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
574 g	551 g	540 g

資源化率

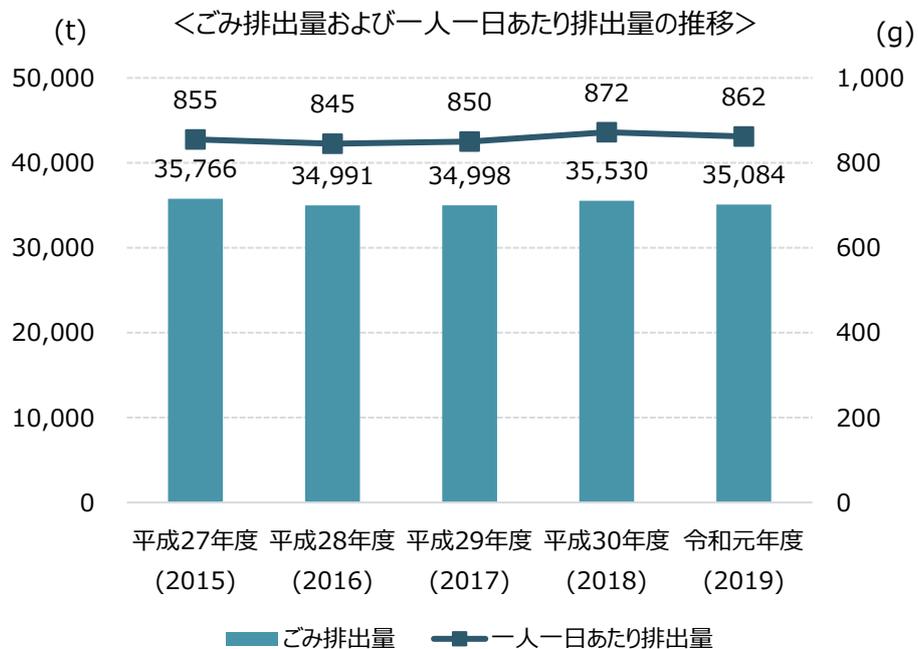
策定時 (H27/2015)	現状値 (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
10.3%	9.1%	11.0%

❖ 関連計画

一般廃棄物処理基本計画

2

地域がつながり
安全で心安らぐまち



資料：生活環境部環境衛生課

1 健康・医療



❖ めざす姿

いつでも安心して医療を受けることができ、いつまでも元気に暮らせるまちをめざします。

❖ 現状と課題

生活環境の改善や医学の進歩等により、平均寿命が延びる一方で、ライフスタイルや食生活の変化に伴い、がん・糖尿病・脳卒中等の生活習慣病が増加しています。

本市の平成25(2013)年の健康寿命は男性78.59歳、女性82.57歳で、男女ともに、全国平均を下回り、大阪府平均を上回っています。

今後さらに少子高齢化が進む中で、健康寿命の延伸と生活の質の向上をめざしていくためには、市民一人ひとりが主体となって身体やこころの健康づくりを進めていくことが大切です。加えて、家庭、地域、職場等の社会環境が、一体となってその健康づくりを支援していくことが必要となっています。さらに、いつでも安心して医療サービスを受けることができるよう、関係団体、関係機関等と連携をしながら地域医療の充実を図っていく必要があります。

食生活については、朝食の欠食や不規則な食事、栄養バランスの偏りなどが課題となっており、健全な食生活の実践に向けた食育の取り組みが求められています。

また、こころの健康では、病気や経済的な状況等を背景に自殺する方が多い現状に対して、相談支援機関の連携や、地域レベルでの自殺対策への取り組みが課題となっています。

さらには、妊娠から出産・子育てにわたる各段階におけるニーズについて切れ目のない支援を行うため、平成31(2019)年1月に子育て世代包括支援センターを設置しました。今後においては、支援内容の一層の充実が必要となっています。

❖ 施策の方向

保健事業の推進

安全安心

人口減少対策

- ① 市民の健康な生活を支援するため、各種検診や健康診査、予防接種を実施するとともに、生活習慣病の発症や重症化の予防のために、特定健康診査・特定保健指導をはじめ、食生活の改善や運動習慣の定着等による一次予防に重点を置いた対策を推進します。
- ② 各種検診や健康診査、予防接種等の周知・啓発を積極的に行い、受診率・接種率の向上を図ります。
- ③ 妊娠時から出産・子育て時に至るまでの、各段階における様々なニーズに対応するため、子育て世代包括支援センターの支援内容の充実に努めるとともに、子ども家庭総合支援拠点等の関係部局や関係機関との連携を強化し、母子保健施策と子育て支援施策の連携による効果的な支援に努めます。

健康づくりの支援

人口減少対策

- ① 乳幼児期から高齢期まで、各ライフステージの課題に応じた啓発活動・情報提供を実施することにより、市民一人ひとりの健康づくりを促進します。
- ② 栄養・食生活や運動、喫煙等の生活習慣の改善に関する各種教室の開催や啓発に取り組みます。
- ③ 食生活改善推進員をはじめ、地域での健康づくりを進める仲間づくりを支援し、地域や職場等の社会環境の改善をめざします。
- ④ 関係機関等と連携し、ストレスやこころの健康についての普及啓発に努めます。また、自殺につながるリスクの早期発見や支援に向け、相談窓口の充実や啓発に取り組みます。

地域医療体制の充実

安全安心

- ① 医師会、歯科医師会、薬剤師会等との連携により、かかりつけ医師を持つことについての普及に努めるとともに、地域に密着した医療サービスの充実を図ります。また、近隣自治体、関係機関、関係団体との広域的な連携の強化により、救急医療や周産期医療等の体制の構築を図ります。
- ② 子ども医療費等の各種医療費への一部助成を実施するなど、利用者の経済的負担の軽減を図ります。

医療保険制度の充実

安全安心

- ① 医療レセプトデータや健診データを結びつけた医療費分析を行い、医療費の適正化に努めるとともに、健康診査事業等の充実を図ります。
- ② 国民皆保険制度を維持・継続するため、国民健康保険や後期高齢者医療の健全運営に努めます。

❖ 目標指標

国民健康保険加入者の 特定健診受診率

策定時 (H27/2015)	現状値 (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
36.3%	38.0%	60.0%

意識的に運動をしている 市民の割合

策定時 (H27/2015)	現状値 (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
(男性) 72.1%	81.5%	82.0%
(女性) 79.9%	80.4%	87.9%

❖ 関連計画

健康はびきの 21 計画・食育推進計画・自殺対策計画

特定健康診査・特定保健指導実施計画

こども夢プラン(子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画、母子保健計画)

2 地域福祉



❖ めざす姿

だれもが住み慣れた地域で孤立することなく、健康でいきいきと暮らせるまちをめざします。

❖ 現状と課題

急速に進む少子高齢化や不安定な雇用形態の常態化、経済格差の広がり、新たな感染症の流行等は、地域社会に様々な課題を生み出しています。また、近所づきあいの希薄化や核家族化の進行、民生委員、校区福祉委員等の高齢化、地域の担い手の不足等により、地域や家庭での相互扶助機能の低下傾向が強まっています。その結果、孤立死や子ども・高齢者への虐待等の事態を招いてしまうこともあります。

こうした社会構造の変動やニーズの変化によって、行政や社会福祉施設等による従来型の福祉サービスだけでは解決が難しくなる事態が増えつつあります。

これまですべての市民が世代や背景を問わず、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、ネットワーク「ささえあいネットはびきの」を構築し、地域の福祉活動を促進してきました。地域の様々な人たちが役割を持ち、支え合いながら、行政、関係機関、関係団体等との協働により、地域共生社会の実現に向けた地域づくりの強化を図るとともに、庁内の相談支援体制の検討、見直しを行い、様々な相談に対して包括的に受け止める支援体制の構築が必要となってきています。

❖ 施策の方向

地域における支え合い・助け合いの仕組みづくり

安全安心

人口減少対策

- ① だれもがともに暮らしていく地域社会への理解を深めるため、学校や家庭、地域が連携して福祉教育に取り組み、地域共生に対する意識の醸成を図ります。
- ② 広報紙やウェブサイト等を通じて、福祉制度やサービスの情報提供を行います。また、関係機関、関係団体等と連携を図りながら、支援を必要とする人が置き去りにならない仕組みづくりに取り組みます。
- ③ 育児相談や健康相談、心配ごと相談等、身近な場所で相談ができる機会を拡充するとともに、「ふれあいネット雅び」の機能強化により、地域での見守りや気づきから必要な支援につなげる仕組みを広げます。

地域活動を支える担い手づくり

安全安心

- ① 幅広い年齢層にボランティアの活動内容の周知や、参加・協力を呼びかけるなど、地域の福祉活動についての情報発信を行い、地域福祉活動を継承する新たな担い手の育成を促進します。
- ② 地域のイベントや地域福祉活動において、高齢者と子どもとの世代を超えた交流など、住民同士の結びつきを深める取り組みを支援します。

地域で支えるセーフティネットの構築

安全安心

- ① 関係機関、関係団体、事業者等と連携し、だれもが住み慣れた場所で地域社会の一員として暮らし続けられるまちづくりを推進します。また、市民後見人の養成など、認知症の方や障害者の自立した生活を地域で支える仕組みづくりに取り組みます。
- ② 関係機関、関係団体、事業者等と連携し、高齢者や障害者、生活困窮など、本人や世帯の属性にかかわらず支援できる包括的・重層的な支援体制を整え、地域におけるセーフティネットの構築に取り組みます。
- ③ 関係機関、関係団体等と連携し、避難行動要支援者台帳の整備や個別支援プランの作成を進め、地域における災害時の支援に対する取り組みを推進します。また、地域における声かけ・見守り活動等を支援し、日常的な住民同士のつながりの強化を図ります。

福祉サービスの適切な利用の推進

安全安心

- ① 支援を必要とする方が、必要な福祉サービスを適切に享受できるよう、分かりやすく正確な情報提供を行うとともに、利用者の権利擁護のための取り組みを実施します。
- ② 社会福祉法人に対する指導・監査を通じ、福祉サービス利用者の利益の保護、社会福祉事業の公明かつ適正な実施を確保します。

❖ 目標指標

市民後見人バンク登録者数(累計)

策定時 (H27/2015)	現状値 (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
5人	10人	25人

避難行動要支援者台帳登録者数

策定時 (H27/2015)	現状値* (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
6,411人	4,348人	5,500人

* 再登録手続きを実施した結果、登録者が減少。

❖ 関連計画

地域福祉計画

災害時要援護者支援プラン(全体計画)

3 高齢者福祉



❖ めざす姿

高齢者が地域社会でいつまでも健康で活躍でき、安心して暮らし続けられるまちをめざします。

❖ 現状と課題

高齢者が尊厳を持って自立した生活ができるよう、市民との協働により健康で安心して暮らせるまちづくりをめざし、計画的に高齢者支援施策を進めてきました。しかし、高齢化の急激な進行や、ひとり暮らし高齢者・高齢者のみの世帯の増加により、支援・介護を必要とする高齢者が増加し、それに伴う介護給付費の増大や介護保険料の上昇等が、制度を持続していく上での大きな課題となっています。

一方で、地域密着型サービスや地域ケア、介護予防事業の整備は段階的に進み、身近な地域で暮らし続けるための条件は徐々に整備されつつあります。

今後は、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年、さらに団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年を見据え、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」のさらなる深化に向けて様々な取り組みを推進することが求められています。

このような状況への対応として、認知症施策等の様々な制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超え、人と人、人と社会がつながり、地域住民一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現をめざすことが重要です。

高齢者がいつまでも健康でいきいきとした生活を送り、社会で活躍し続けられるよう、健康づくりや生きがいづくりの取り組みを進めていくことが必要です。

❖ 施策の方向

地域包括ケアシステムの構築

資源活用

安全安心

- ① 地域包括支援センターの機能強化や相談支援体制の充実を図るとともに、地域ケア会議を一層推進するなど、複雑化・多様化する地域課題に対応できる体制整備に取り組みます。また、地域や関係機関との連携を深め、高齢者の生活実態や地域ニーズ等の把握に努めます。
- ② 高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関や多職種が連携・協働し、切れ目のないサービスが提供できる体制を構築します。
- ③ 認知症になっても自分らしく日常生活を過ごすことができる地域をめざし、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を柱に施策を推進します。

高齢者の健康づくり・生きがいづくりの推進

安全安心

- ① 高齢者が集える身近な場所を増やし、栄養・食生活、運動・身体活動および口腔ケアの重要性についての普及啓発に努めるなど、通いの場における介護予防・健康づくりを推進します。また、疾病の重度化防止や生活習慣病予防のため高齢者の保健事業と介護予防の一体的な支援を推進します。

- ② 地域の社会活動への参加意識を高め、自らの経験と知識を活かしながら地域社会との交流を深められる機会や場を提供し、高齢者が健康で生きがいをもって生活できるよう支援に努めます。
- ③ 元気な高齢者が支援を必要とする高齢者等を支える活動に参加しながら、自身の生きがいづくりと介護予防も図ることができるサポーター活動の取り組みを推進するなど、高齢者の能力を活かしたボランティア育成と社会参加の促進を図ります。

持続可能な福祉・介護サービスの促進

安全安心

- ① 介護保険制度の安定的な運営と効率化・合理化に向けて、介護給付の適正化をより一層推進します。また、介護サービスの質の向上と利用者への適切なサービス提供が行われるよう、事業者への指導および監督を実施します。
- ② 高齢化に伴う要介護認定者の増加が見込まれる中、介護保険サービス・高齢者福祉サービスの適切な提供を図ります。
- ③ 成年後見制度の利用支援や虐待事例への対応等の権利擁護の推進、災害時等における支援体制の確保など、高齢者が安全・安心に暮らすことができる取り組みを推進します。

❖ 目標指標

75歳以上の要介護者認定率

策定時 (H27/2015)	現状値 (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
36.5%	32.8%	33.6%

いきいき百歳体操参加者数

策定時 (H27/2015)	現状値 (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
47人	1,307人	1,500人

❖ 関連計画

高年者いきいき計画(高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画)
健康はびきの21計画・食育推進計画・自殺対策計画

4 障害者福祉



❖ めざす姿

障害の有無や程度にかかわらず、
だれもが住み慣れた地域でその人らしく自立して暮らせる、共生のまちをめざします。

❖ 現状と課題

市民だれもが障害の有無に関係なく、基本的人権と自己決定の原則が尊重され、その人らしい自立した暮らしを支える施策の充実が求められています。第4期羽曳野市障害者計画・第6期羽曳野市障害福祉計画・第2期羽曳野市障害児福祉計画に基づき、基本理念として「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」「共生社会」を掲げ、施策を展開しています。

本市の障害者手帳所持者数は、令和元(2019)年度末現在で6,641人と、市民全体の約6%を占めていますが、障害の種別によっては減少しているものもあります。また、年齢構成は障害の種別により大きく異なるものの、全体では65歳以上が54.0%を占め、アンケート調査結果によると主な介助者の年齢層は60歳以上が58.4%となっています。介助者の高齢化や不在になった後を不安に感じている人が多くっており、「親なき後」の障害者を支援する施策の充実が求められています。

法定雇用率の引き上げなどによって、障害者の雇用者数が増加していますが、さらなる障害者の社会参加と経済的自立を図るため、福祉施設から一般就労への移行の促進が必要となっています。さらに、障害児の早期発見・早期療育も重要な課題となっています。

❖ 施策の方向

障害者の支援体制の充実

安全安心

- ① 居宅介護等の介護給付費や補装具費、自立支援医療費(更生医療、育成医療)支給、移動支援等の地域生活支援事業の提供体制を整備するとともに、サービスの充実に努めます。また、サービス提供事業者の法令遵守の徹底と介護従事者の確保・育成を支援します。
- ② 障害者・家族等の多様な相談に対応する関係機関の体制を整備し、相談支援専門員等の確保・育成に努めます。また、包括的な支援体制の構築のため、相談窓口のあり方について検討し、基幹相談支援センターの設置をめざします。
- ③ 民生委員・児童委員や自治会、医療機関、サービス事業者等と連携し、地域で障害者を支えるネットワークづくりを推進するとともに、ボランティアの育成にも努めます。

障害者の雇用・就業機会の拡充

安全安心

- ① 公共職業安定所や就労支援センター、近隣自治体等の関係機関との連携を強化し、民間事業所等への啓発を行うなど、障害者が働く場の確保および就労支援に努めます。

- ② 障害者就労施設等の自治体に対する物品等の優先調達についての取り組みを実施するとともに、受注の機会を確保するため、周知や啓発に努めます。

地域での自立した生活支援の充実

安全安心

- ① 長期入院や施設入所している障害者の地域生活への移行に向け、専門相談員等の質の向上を図るとともに、地域生活支援拠点等の機能充実に努めます。
- ② 障害者の権利擁護のための成年後見制度の活用を促進します。また、虐待の防止や養護者等への支援に取り組みます。

障害児の育成環境の充実

安全安心

- ① 障害等の早期発見と早期療育のため、乳幼児健診の充実を図るとともに、保護者への相談支援と障害児への適切な療育に資するよう、関係機関や庁内での連携強化に取り組みます。
- ② 子どもの成長に応じた適切な保育・教育環境を整備するとともに、保育士・教職員等の専門性の向上や関係機関の連携強化を図ります。

差別の解消と社会的障壁の除去

安全安心

- ① 広報紙やウェブサイト等の様々な媒体を通じ、障害者差別解消法の趣旨等を周知するとともに、市職員への研修の実施や関係部局間の連携の強化により、社会的障壁の除去・軽減を図ります。

❖ 目標指標

入所施設から地域生活への 移行人数

策定時 (H27/2015)	現状値 (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
2人	3人	2人

福祉施設から一般就労への 移行人数

策定時 (H27/2015)	現状値 (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
14人	8人	13人

❖ 関連計画

- 障害者計画
- 障害福祉計画
- 障害児福祉計画

5 生活支援



❖ めざす姿

市民の安定した生活と自立を支援するまちをめざします。

❖ 現状と課題

長引く景気の低迷、雇用環境の悪化等により、生活支援が必要な世帯は年々増加しています。これらの世帯が抱える問題は、経済的なものに限らず、様々な問題が複雑に絡んでおり、個々の世帯に応じた支援が必要になっています。公共職業安定所と連携した就労支援をはじめ、きめ細やかな相談や適切な援助を行い、世帯の自立支援を促進するとともに、世代を超えた貧困の連鎖を断ち切っていく必要があります。

生活困窮、健康等の多様で複合化している生活課題に対して、包括的に相談支援を行い、また、地域の住民や関係機関、民生委員・児童委員等、福祉活動団体と協力し、地域で支援を必要としている人の早期発見から専門的支援につなげる、セーフティネットの仕組みづくりが重要となっています。

高齢化が進行する中、国民年金制度は、市民の安定した生活に欠かすことができないものとなっており、制度に関する情報を広く周知するとともに、相談体制の充実を図っていく必要があります。

❖ 施策の方向

生活支援の充実

安全安心

- ① 市民の健康で文化的な最低限度の生活を確保するため、生活保護制度の適正な運用と適切な指導の実施に努めます。また、公共職業安定所等と連携し、自立に向けたきめ細やかな就労支援に努めます。
- ② 生活困窮者が抱える多様で複合的な生活課題に対して、専門性を有する支援員による相談を行い、関係機関と連携し、相談者に寄り添った必要な支援に努めます。
- ③ 貧困の状況にある子どもが社会的孤立に陥ることがないように、相談事業の充実等の生活支援に取り組み、健やかに育成される環境の整備を図ります。

年金制度への理解

安全安心

- ① 市民が年金制度を正しく理解できるよう、関連情報の提供や相談支援体制の充実に取り組みます。また、免除・猶予申請も含めた納付の促進を図り、無年金者の減少に取り組みます。
- ② 税と社会保障の一体改革による持続可能で安心できる年金制度の運用に向け、年金事務所等の関係機関との一層の連携を図りながら、制度の周知に努めます。

❖ 目標指標

就労支援プログラム参加者数

策定時 (H27/2015)	現状値 (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
82人	➡ 50人	➡ 90人

就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者 および就労による収入が増加した者の割合

策定時 (H27/2015)	現状値 (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
53.7%	➡ 78.0%	➡ 80.0%



総合福祉センター

1 子育て支援



❖ めざす姿

子どもが夢と希望を持って、笑顔ですくすくと育つまちをめざします。

❖ 現状と課題

平成29(2017)年の合計特殊出生率は1.26で、全国(1.43)や府(1.35)の平均を下回るものとなっており、本市の年少人口は減少傾向が続くものと予測されています。また、女性の就業率の高まりや核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、子どもと家庭を取り巻く環境は変化し続けています。

このような中、本市でも虐待相談件数や見守り件数が急増しており、児童虐待ネットワークの連携強化など、児童虐待に対応する体制強化が喫緊の課題となっています。また、子育てに対する不安や負担を軽減するため、妊娠期から子育て期にかけて切れ目のない包括的・継続的な支援とともに、地域ぐるみの子育て支援体制の充実が求められています。

さらに、幼児教育・保育の無償化等の子ども・子育て支援制度・施策のあり方の変化や多様な保育ニーズに応えるとともに、今後も待機児童の恒常的解消に取り組む必要があります。あわせて、地域の実情やニーズを踏まえた教育・保育のあり方を検討し、老朽化した施設等の更新等とともに、就学前教育・保育の一体化を推進していく必要があります。

❖ 施策の方向

すべての子どもの育ちへの支援

安全安心

人口減少対策

- ① 民間園とも連携しながら入園児童枠の確保に努め、待機児童の恒常的解消に取り組むとともに、就学前教育・保育の質的向上を図ります。
- ② 就学前児童の教育・保育を一体的に推進するため、小学校との円滑な接続を意識した交流等を行いながら、効果的な施策の推進や体制の充実を図ります。また、地域の実情やニーズを踏まえ、公立幼稚園・保育園の再整備を総合的かつ計画的に進めます。
- ③ 虐待の早期発見や適切な支援を行うため、要保護児童対策地域協議会において、関係機関の連携を強化し、児童虐待防止ネットワークの充実を図ります。また、子ども家庭総合支援拠点を設置し、子育て世代包括支援センターと連携して適切な支援を行います。

子育て家庭への支援

安全安心

人口減少対策

- ① 様々な状況にある家庭のすべてが、安心して子育てができる環境を確保するため、医療費の助成や、ひとり親家庭への自立支援、保護者の就労形態の多様化に応じた保育の確保、病児・病後児保育の充実など、きめ細やかな保育サービスの提供を実施します。

- ② 多様なニーズに対して包括的かつ継続的な子育て支援サービスを提供できるよう、相談支援体制の整備や関係機関との連携強化を図ります。また、はびきの子育てネット等を通じて、子育てに関する情報を積極的に発信します。

地域ぐるみの子育て支援の充実

人口減少対策

- ① 親の孤立化を防ぎ、楽しく子育てができるよう、地域子育て支援拠点事業など地域や関係機関等との連携により、保護者同士の情報交換や仲間づくりの場を提供するとともに、地域における相談支援体制の強化を図ります。

❖ 目標指標

保育所待機児童数

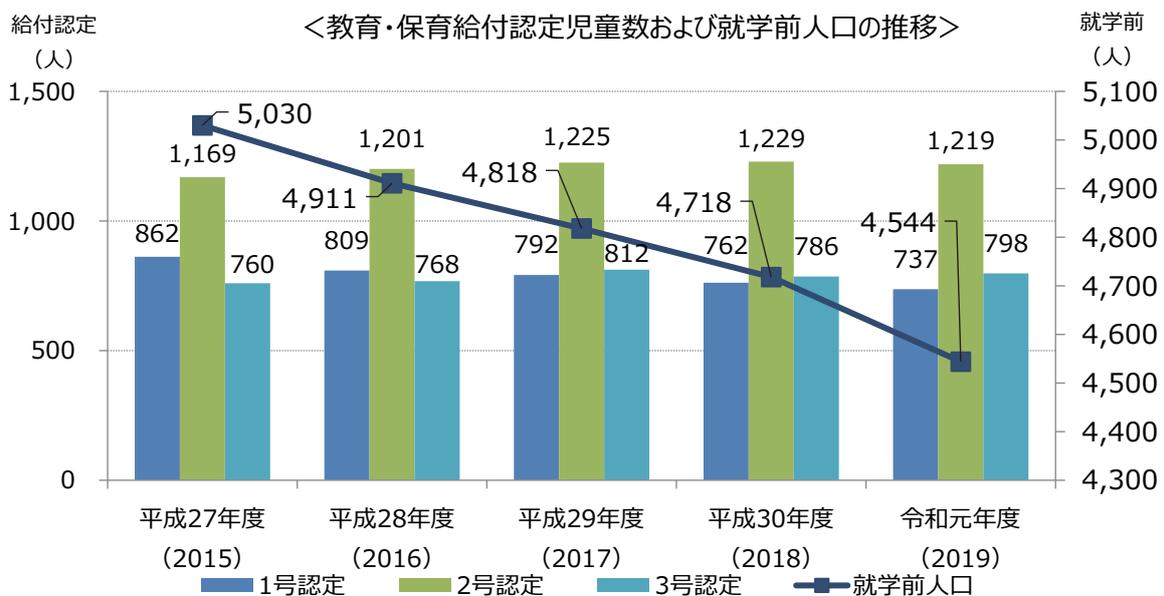
策定時 (H27/2015)	現状値 (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
0人	0人	0人

はびきの子育てネット 閲覧回数

策定時 (H27/2015)	現状値 (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
66,000回	120,000回	200,000回

❖ 関連計画

こども夢プラン(子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画、母子保健計画)
教育大綱



※1号認定：3-5歳の幼児期の教育を受ける児童

※2号認定：3-5歳の保育の必要性のある児童

※3号認定：0-2歳の保育の必要性のある児童

資料：市長公室こども未来室こども課

2 学校教育



❖ めざす姿

子どもが、自ら学び考える力を身につけ、心身ともに健やかに成長できるまちをめざします。

❖ 現状と課題

子どもが活躍する未来の社会は、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展、ICTの急速な発達等により社会構造や働く環境は急激に変化し、子どもが就くことになる職業のあり方についても、現在とは大きく様変わりすることになると予想されます。

そのため、学校においては、自らの力で未来を切り拓くことができるよう、学習した成果を人生や社会に活かす力や、様々な課題に対応できる思考力・判断力・表現力を育むことが一層求められます。また、英語教育やICT教育など、新たな時代に必要とされる資質や能力・技能を育むことも重要です。

また、いじめや不登校、子どもの体力の低下等の問題については、学校、家庭、地域、関係機関が連携して、子どもの様々な悩みに対応するとともに、食育や体力づくり等の取り組みを進め、豊かな心や健やかな体を育むことが重要です。

さらに、子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、世代間の貧困の連鎖を断ち切るために、教育の支援に取り組むことが急務となっています。

近年課題となっている「小1プロブレム」「中1ギャップ」の解消や教育の質的向上を図るため、保育園・幼稚園・こども園と連携した、保幼小中一貫教育をより一層推進することが重要です。

学校施設は、その約62%が築40年を超え、老朽化が進行しているため、令和元(2019)年度に「学校施設マネジメントプラン」を策定し、改修対象施設の優先順位を選定しています。今後、就学人口の減少が予想される中、将来を見据えた改修規模の検討が必要となっています。

❖ 施策の方向

「生きる力」を育む教育の推進

資源活用

安全安心

人口減少対策

- ① 少人数指導や教育ICT環境の充実等により、基礎学力の定着に向けた学習方法の工夫改善を図ります。高度情報化する社会において不可欠なICT活用能力を育成するとともに、ALTの活用等により、語学力・コミュニケーション能力の養成や多様な文化や価値観への理解を深める機会を充実します。
- ② 道徳教育、人権教育等を充実し、豊かな人間性を育むとともに、小・中・義務教育学校が連携しながら体力の向上に取り組めます。また、学校給食を通して、食の重要性や望ましい食習慣の基礎を身につけ、健全な食生活が実践できる人間を育む食育指導を推進します。
- ③ グループや学級で話し合うなどの言語活動や総合的な学習の時間等における探究活動など、主体的・協働的な学びの促進を図ります。

- ④ いじめなど多様化する教育課題に適切に対応できる教職員を育成するため、研修の充実に努めます。また、様々な理由によって登校できない状況にある児童・生徒に対し、専門家の活用や関係機関との連携を図り、学校復帰や社会的自立に向けた支援を行います。
- ⑤ 経済的理由により就学が困難な児童・生徒に対して、就学援助等の支援を行うとともに、貧困の連鎖を断ち切り、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に総合的に取り組みます。
- ⑥ 学校間、地域、家庭との連携を強化し、保幼小中一貫教育の取り組みを推進します。

安心して学べる教育環境づくりの推進

安全安心

- ① 学校施設については、老朽化に伴う改修等を計画的に推進し、施設の適切な管理を行うとともに、将来を見据えた安全で快適な教育環境の整備を進めます。
- ② 給食センターでは、衛生面への配慮や食物アレルギーへの対応など、安全・安心な学校給食を提供します。また、老朽化した施設・設備の適正な維持補修とともに、中学校の全員給食を視野に、給食センターのあり方を含め、学校給食の提供体制の検討を進めます。
- ③ 学校園、家庭、地域の積極的な情報共有を図り、学校園への理解や関心を高め、様々な主体と連携した教育コミュニティづくりを進めます。

❖ 目標指標

学校に行くのが楽しいと思う

児童・生徒の割合

策定時 (H27/2015)	現状値 (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
(児童) 85.4%	84.1%	90.0%
(生徒) 84.7%	84.9%	90.0%

将来の夢や希望を持っていると答えた

児童・生徒の割合

策定時 (H27/2015)	現状値 (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
(児童) 84.1%	81.3%	90.0%
(生徒) 70.2%	70.5%	75.0%

❖ 関連計画

学校施設マネジメントプラン

教育大綱

食育推進計画



ICTを活用した授業

3 子ども・若者育成支援



❖ めざす姿

子ども・若者の健やかな成長を支援し、社会的に自立できるまちづくりをめざします。

❖ 現状と課題

近年、全国的に子ども・若者を取り巻く環境が大きく変化しており、様々な課題が指摘されています。少子化や核家族化は人間関係の希薄化をもたらし、スマートフォン等の普及や SNS 等の利用により、有害情報へのアクセスやトラブルに巻き込まれるリスクの増加が懸念されています。子ども・若者をインターネット等によるトラブルや犯罪の被害者・加害者にしないために、適切な情報活用能力を育むことが重要です。

また、非正規雇用の増加等に見られる不安定な雇用情勢は、若者が将来への不安を抱く大きな原因でもあります。さらに、ニートやひきこもり、不登校など社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の顕在化や子どもの貧困の拡大も懸念されています。

本市では、これまで子どもの安全見守り活動や放課後子ども教室等の取り組みを地域との協働により進めるとともに、家庭、地域、学校園の連携により地域ぐるみで、子ども・若者の健全育成や支援に取り組んできました。

子どもの健やかな身体と心を育むため、伸び伸びと身体を動かし、遊ぶことができる広場や親子で楽しめる居場所づくりのさらなる推進が必要となっています。健やかな成長のために、スポーツ活動や文化活動・社会活動など、体験・学習等の社会学習の機会の充実とともに、地域の様々なニーズの変化にも対応していくため、子ども・若者と家庭、地域等が交流できる機会のさらなる拡充が求められています。

❖ 施策の方向

健やかな成長支援

人口減少対策

- ① 家庭、地域、学校等との連携により、野外活動、スポーツ活動等の多様な体験活動、体験学習の機会を提供します。
- ② 食育の推進やコミュニケーション能力の育成を図るなど、体力の向上や基本的な生活習慣の確立に向けて取り組みます。
- ③ 団体活動や地域活動、ボランティア活動等を通じて、子ども・若者の地域社会への参画を促進します。

困難を有する子ども・若者の支援

安全安心

人口減少対策

- ① ニート、ひきこもり、障害、貧困、虐待等の問題を抱えている子ども・若者が、その状況を克服できるよう、教育、福祉、保健等の関係機関や関係団体と連携・協力し、居場所づくりを進めるとともに、包括的な支援ネットワークや相談・支援体制の充実を図ります。
- ② 若者の職業的自立を促すため、就労機会の提供と進路指導の充実に取り組みます。

社会全体で支えるための環境整備

資源活用

安全安心

人口減少対策

- ① 留守家庭児童会や放課後子ども教室の充実を図り、放課後における子どもの安全な居場所づくりを進めるとともに、親子がふれあえる場や子どもが伸び伸びと遊べる空間づくりに取り組みます。
- ② 親学習講座など子育てを通じて親のあり方を学ぶ、子育て親育ちの取り組みへの支援を行い、家庭や地域の教育力の向上に努めます。
- ③ 地域住民のボランティア活動等による学校支援や、登下校時における子どもの安全確保の取り組みを促進します。
- ④ 子ども・若者の健全育成に向け、関係団体への活動支援を進めるとともに、地域における担い手の育成に取り組みます。
- ⑤ 子ども・若者の健やかな成長を阻む有害環境等の実態を把握し、その浄化に向けた啓発活動や指導等に取り組みます。

❖ 目標指標

留守家庭児童会の待機児童数

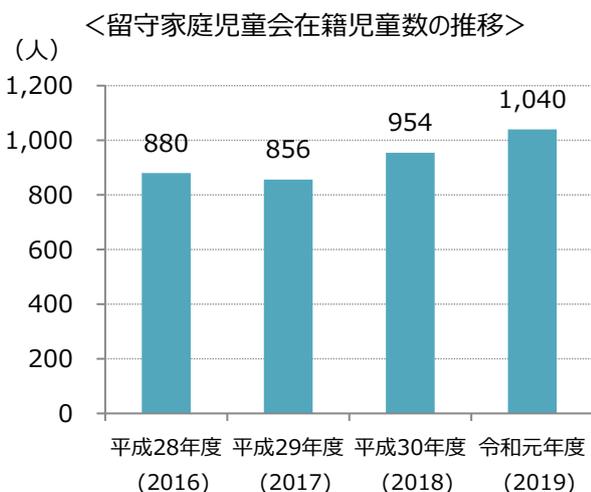
策定時 (H27/2015)	現状値 (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
0人	0人	0人

学校支援地域本部事業に参加している ボランティア数(延べ)

策定時 (H27/2015)	現状値 (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
43,919人	48,460人	53,000人

❖ 関連計画

こども夢プラン(子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画、母子保健計画)
 地域福祉計画
 教育大綱



資料：生涯学習室社会教育課



放課後子ども教室

1 都市農業



❖ めざす姿

担い手が育ち、特産物によって農業が盛んなまちをめざします。

❖ 現状と課題

本市では、これまで農業基盤の整備を実施するとともに、ぶどうやいちじく等の特産物の生産性向上や、なにわ伝統野菜に登録されたうすいえんどうのブランド化に取り組んできました。しかし、担い手不足による耕作放棄地の増加や、高額な生産施設の経費負担、農業者個人による市場開拓・品質向上・新しい品種への転換には限界があることなどが大きな課題となっています。

平成 23(2011)年に発足したぶどう就農促進協議会では、新規就農希望者に対する研修等を実施し、新たな農の担い手が地域に定着しはじめています。

また、農業経営基盤強化促進法に基づく国の認定農業者制度に加え、地産地消に取り組む小規模な農業者等を認定する大阪版認定農業者制度等も活用し、農業者の支援にも取り組んでいます。

一方、消費者側からは、新鮮かつ安全で安心できる農産物を求める声が高まっています。また、自然と共生した居住環境を生み出し、コミュニティ形成の場や災害時の防災空間となるなど、単なる食糧生産の機能を越えた都市における農地の多面的な役割が注目されています。

今後は、農業の需要を的確に把握した上で、引き続き特産品のブランド化や PR に取り組むと同時に、農地の持つ多様な機能も考慮して農業振興を進めることが求められています。

❖ 施策の方向

都市農業の振興

資源活用

人口減少対策

- ① ぶどう、いちじく、うすいえんどうといった地域農産物のブランド化に取り組みます。
- ② 環境負荷の軽減を図りながら安全・安心な農産物を提供するため、大阪エコ農産物への認定等を推進します。道の駅しらの郷・羽曳野内の直売所「あすかてくるで」や、農産物展示品評会等を通じ、地産地消を促進するとともに、広く内外へ PR を行います。
- ③ 消費者と農業者の交流を通じ、農業に対する意識の向上を図るため、関係団体等と連携し、市民が農業とふれあう機会や子どもが農業を体験する機会の拡充に努めます。

持続可能な農業生産基盤の強化

資源活用

人口減少対策

- ① 農地の保全に努めるとともに、農業基盤の整備を促進します。
- ② 新規就農を促進するため、ぶどう就農促進協議会をはじめとした就農希望者に対する支援体制の充実を図ります。
- ③ 農特産品を活用した 6 次産業化や、スマート農業の導入支援など、農家の稼ぐ力の向上に努めます。

❖ 目標指標

新規就農者数(累計)

策定時 (H27/2015)	現状値 (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
4人	➡ 10人	➡ 15人

貸し農園利用者数

策定時 (H27/2015)	現状値 (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
514人	➡ 542人	➡ 560人

❖ 関連計画

農業経営基盤強化促進基本構想

地域未来投資促進法に基づく大阪府羽曳野市基本計画



ぶどうの収穫



うすいえんどう



いちじくジャム

2 商工業・サービス業



❖ めざす姿

企業と商店が活性化し、笑顔と活気にあふれるまちをめざします。

❖ 現状と課題

幹線道路沿いへスーパーマーケットや飲食店が進出する一方で、商店街や小売市場等においては、大型店舗の進出や高齢化による後継者不足、人口減少等により、空き店舗数が増加しています。地域に根ざした身近な交流の場を確保するためにも、商店街や地域の小売店の再生に向けた取り組みが必要となっています。

また、市内の就業者数については、横ばいの傾向にあり、地域全体の活性化が求められています。そのため、地域経済の発展を推進するべく、令和2(2020)年に中小企業及び小規模企業振興基本条例を制定しました。

今後も、企業誘致の促進、雇用を作り出す新たな分野の開拓や起業家の育成、商工業と農業、商工業と観光等の異なる部門の連携等によるブランド力の向上や基盤強化を促進し、地域商業の持続可能な発展に向けて取り組んでいく必要があります。

❖ 施策の方向

経営基盤の強化

人口減少対策

- ① 各種融資制度や助成制度の普及に努め、中小企業の資金繰り等をサポートし、経営の安定化を図ります。
- ② 関係機関と連携して、起業・創業支援の拡充に努めます。また、企業のニーズを踏まえた上で、技術力の強化やものづくり事業の促進、後継者・人材育成等経営改善のほか、経営の相談および指導の充実に取り組みます。

魅力と賑わいのある商業の振興

人口減少対策

- ① 各商店・商業者の取り組みを支援することで、商店街を地域住民が集う交流の場として再生し、地域の一体的な活性化と魅力の向上をめざします。
- ② 商工会や関係機関と連携して、企業の新商品・新技術の開発支援を行うとともに、地域住民の雇用や、仕事と家庭の両立支援を推進する企業等の紹介を行うなど、地域に根ざした魅力ある企業や店舗等への支援に取り組みます。

地域産業の活性化

人口減少対策

- ① 税制面や資金面の支援を活用した設備投資の促進を図るとともに、充実した広域交通ネットワークを活かした企業立地の促進を図ります。
- ② 観光と商工業の連携や、関係機関との協働により、ぶどうやワイン、食肉加工品等の地域資源を活用した特産品のブランド化や、販路拡大の支援に取り組みます。また、農商工の連携や6次産業化による売上高の向上と雇用の創出を推進します。

③ 商工会や金融機関等と連携し、市内企業のネットワーク強化による地域産業の活性化を促進します。

❖ 目標指標

総事業所数			創業支援事業による 起業数(累計)		
策定時* (H24/2012)	現状値* (R2/2020)	目標値 (R7/2025)	策定時 (H27/2015)	現状値 (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
3,706 事業所	3,775 事業所	4,000 事業所	—	161 件	310 件

* 平成 24(2012)年および平成 28(2016)年の「経済センサス」の調査結果より

❖ 関連計画

観光産業振興計画指針

創業支援等事業計画

地域未来投資促進法に基づく大阪府羽曳野市基本計画



白鳥商店街(古市駅前)



恵我之荘商店街(恵我ノ荘駅前)

3 観光振興・都市間交流



❖ めざす姿

人の交流が盛んで、活気と賑わいのある魅力的なまちをめざします。

❖ 現状と課題

本市には、世界遺産や日本遺産である歴史資産のほか、自然環境や特産品など、多種多様で特色ある観光資源が豊富にあります。これまでも、これらの資源を有効に活用しつつ、地域の活性化の取り組みを実施するとともに、観光案内所の整備、ボランティアガイドの育成、ガイドブックの作成など、観光客を受け入れるための環境整備を推進してきました。また、道の駅しらとりの郷・羽曳野には、市内外より年間100万人もの来訪者があり、大阪府内でも有数の賑わいを見せています。

今後も、世界遺産や日本遺産を有する関係自治体をはじめ、関係機関とも連携、協力し、地域の魅力や資源の効果的な情報発信や特産品の地域ブランド化など、新たな観光資源の創出にも取り組み、交流人口のさらなる増加を図ることが求められています。また、社会情勢など観光を取り巻く環境や状況の変化に対応した観光振興や観光コンテンツづくりを進めていく必要があります。

都市間交流については、令和2(2020)年に友好都市提携25周年を迎えたウィーン市13区ヒーツィングと、また、国内においては、日本武尊・白鳥伝説にゆかりのある三重県亀山市、奈良県御所市と継続的に交流を深めています。今後も、これまで積み重ねてきた関係を活かしつつ、より一層の内容の充実を図る必要があります。

❖ 施策の方向

地域資源の活用と観光資源の創出

資源活用

人口減少対策

- ① 地域に根ざした資源を積極的に活用するとともに、関係自治体、関係機関、民間事業者と連携した広域的な地域活性化の取り組みを積極的に行うなど、本市の魅力発信、さらなる誘客を図ります。
- ② 地域、関係機関、関係団体、大学等と連携し、新たな観光資源の発掘・創出に取り組みます。

観光振興を推進する仕組みづくり

資源活用

人口減少対策

- ① にぎわい交流拠点である古市駅周辺と道の駅しらとりの郷・羽曳野において、来訪者の受け入れ体制のさらなる充実を図ります。
- ② 市民、地域、関係機関等、多様な主体が参画する新たな組織づくりに取り組みます。また、既存の観光資源を最大限に活用するとともに、観光を取り巻く環境等の変化に対応しながら、新たな観光資源の創出等を推進し、交流人口の増加を図ります。
- ③ きめ細やかな観光サービスを提供するため、観光ボランティアガイドを育成します。

- ① より多くの市民が、国内外の人々と交流を深めることができるよう、友好都市との交流をはじめとした、人や地域とのつながりを深める環境づくりを進めます。

❖ 目標指標

観光案内所来訪者数(累計)

策定時 (H27/2015)	現状値 (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
5,182 人	➤ 23,917 人	➤ 40,000 人

羽曳野市観光協会
ウェブサイトアクセス数

策定時 (H27/2015)	現状値 (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
50,171 件	➤ 59,849 件	➤ 70,000 件

❖ 関連計画

観光産業振興計画指針
羽曳野観光プロモート戦略



道の駅しらとりの郷・羽曳野



観光案内所

4 シティプロモーション



❖ めざす姿

新しい魅力が絶えず創造・発信され、市民に愛されるまちをめざします。

❖ 現状と課題

今後さらに進行する人口減少や少子高齢化を背景に、消費活動の低迷、生産年齢人口の減少等により経済活動の縮小や地域の活力低下が懸念されているため、本市の持続可能な発展とともに、まちの魅力を再認識することによって、愛着と誇りの醸成を図り、市内外の方から選ばれるまちとなることが重要となっています。

本市は、世界遺産の古市古墳群、日本遺産の竹内街道をはじめとする数多くの歴史資産や、ぶどうやいちじく等の豊富な特産物に加え、豊かな自然環境に恵まれています。また、大阪都市圏や周辺都市への交通アクセスの良さや日常の買い物の利便性の高さなど、良好な住環境と充実した都市機能を合わせ持っていることが本市の特徴となっています。

これまで、市内外からの大勢の来訪によって賑わいをみせる「道の駅しらとりの郷・羽曳野」における魅力発信、本市の魅力を紹介するプロモーションビデオ等を活用した PR 等により、さらなる魅力・特徴・個性の認知とともに、まちのイメージの向上を図ってきました。一方で、本市の人口は減少傾向が続いており、まちの魅力や特徴を効果的に発信し、十分に認知されているとはいえない現状があります。

これからも、持続的なまちの発展のために、「世界遺産と日本遺産のあるまち」として、市民が豊かな地域資源を誇りとしながら、まちへの愛着を育み、市民とともに次代へと受け継いでいく必要があります。

また、本市固有の地域資源を活用しながら、その魅力をさらに伸ばしていくとともに、地域ブランドとして確立し、より一層効果的なプロモーションを積極的に展開していく必要があります。

❖ 施策の方向

まちの魅力の発掘と創造

資源活用

人口減少対策

- ① 地域の魅力ある資源のブランド化、ネットワーク化を図るとともに、市民や関係機関との連携を深めながら、新たな魅力の発掘、創造に取り組みます。

まちの魅力の戦略的・効果的な発信

資源活用

人口減少対策

- ① 本市の持つ魅力について、様々なメディアを活用し、戦略的なシティプロモーションの展開を図ります。
- ② ふるさと応援寄附制度における特産品等を通じ、まちの魅力を全国的に発信します。
- ③ 市民がまちへの愛着と誇りを感じ、将来にわたって羽曳野に住み続けたいという思いが芽生えるよう、本市の魅力を再発見、再認識できる情報発信や、まちの魅力を感じられる機会の充実に取り組みます。

❖ 目標指標

ふるさと応援寄附の件数

策定時 (H27/2015)	現状値 (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
61件	939件	35,740件

今後も羽曳野市に住み続けたい、 と考える市民の割合

策定時 (H27/2015)	現状値 (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
68.3%	67.8%	75.0%

❖ 関連計画

観光産業振興計画指針



白鳥陵古墳と竹内街道



ぶどう(デラウェア)といちじく

5 労働環境



❖ めざす姿

就労の機会が確保され、勤労者がいきいきと働いているまちをめざします。

❖ 現状と課題

新型コロナウイルス感染症による影響は、地域経済にも及んでいます。また、技術革新による一層の合理化により、雇用・就労環境は依然として厳しい状況が続いています。本市では、地域就労支援コーディネーターによる相談業務を行っていますが、若者や女性の雇用促進、完全失業率の低減のためには、関係機関、関係団体との連携をさらに強化していく必要があります。

また、若者、高齢者、障害者をはじめ、すべての人々の就労の場を確保することで、少子高齢化、生産年齢人口の減少等によって影響を受けた地域社会を活性化することも大きな課題の一つです。さらに、様々なハラスメント、長時間労働、過労死、非正規雇用労働者の低賃金や各種社会保険への未加入など、多くの問題を抱える労働環境の改善についても、関係機関と連携して取り組んでいかなければなりません。

近年、非正規雇用労働者は全体として増加傾向にあり、令和元(2019)年には2,165万人と雇用者の約4割を占め、正規雇用を望みながら非正規雇用で働く労働者も11.6%存在しています。また、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った、いわゆる就職氷河期世代の人々の多くが、不本意ながら不安定な仕事に就いている、無業の状態にあるなど、様々な課題に直面しています。関係機関と連携して、それぞれのニーズに応じたきめ細やかな支援に取り組む必要があります。

羽曳野市勤労者互助会は、中小企業等に勤務する労働者の福祉増進を図り、労働力の安定的な確保と労働意欲向上をめざしていますが、会員数や企業数は年々減少傾向にあります。今後は、引き続き企業に対して勤労者互助会への加入を働きかけるとともに、近隣自治体との協力も視野に入れ、勤労者福祉の増進や今後の事業運営の充実を図る必要があります。

❖ 施策の方向

雇用対策の推進

人口減少対策

- ① 地域就労支援コーディネーターが、求職や雇用に関する相談窓口となり、関係機関と連携して就職困難者等への就労支援を行います。
- ② 若者および出産・育児や介護等により離職した女性の雇用機会拡大を図るため、雇用・就労につながる技能習得を支援する講習会や研修会を開催します。
- ③ 高齢者や障害者の雇用機会の拡大に向け、シルバー人材センターや就労系障害福祉サービスの活動を支援するとともに、事業者、大学等と連携し、インターンシップ等の就業体験の機会を確保します。
- ④ 公共職業安定所、大阪府や関係機関・関係団体との連携により、多様な職業情報を提供するとともに、相談体制を充実します。

- ⑤ 勤労者が安心して就業できるよう、最低賃金制度の周知徹底や様々なハラスメント等の防止等の労働環境のさらなる改善について、国、大阪府と連携し、事業所に働きかけます。

勤労者福祉の充実

人口減少対策

- ① 勤労者互助会会員の拡大を図り、近隣自治体との広域連携による運営事業の充実を検討するとともに、大阪府や関係機関と連携して、福利厚生活動の充実に取り組みます。
- ② 労働者の勤労意欲の向上を図るため、事業所におけるワーク・ライフ・バランスを推進します。

❖ 目標指標

就労相談者の就職率

策定時 (H27/2015)	現状値 (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
9.0%	➡ 8.3%	➡ 10.0%

就職支援・雇用支援の講座等 実施回数

策定時 (H27/2015)	現状値 (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
5回	➡ 5回	➡ 6回



地域しごと支援講座の風景

1 生涯学習



❖ めざす姿

一人ひとりが主体的に学び、その成果を地域で活かす、活力あるまちをめざします。

❖ 現状と課題

少子高齢社会や「人生100年時代」と言われる長寿社会の到来、ICTの急速な発達、グローバル化の進展など、近年の社会情勢の変化の中で、人々の価値観は多様化・多元化しており、求められる「学び」の内容も変化してきています。すべての人が生涯のあらゆる場面で自由に学ぶことができ、その成果を社会や地域への還元結び付けるなど、生きがいに満ちた充実した生活につながる学びの環境づくりが求められています。

本市では、市民の学びの拠点として、生活文化情報センター(LICはびきの)や陵南の森公民館において、各種講座・教室等を開催するとともに、市民の交流の機会を提供してきました。また、図書館においては、近隣自治体や大学との連携による広域貸出や、インターネットによる図書予約システムの導入等により、利用者の利便性やサービスの向上に努め、地域に根ざした図書館活動を展開しています。

これからの生涯学習においては、新たな学習ニーズに対応したプログラムの提供や質的向上、学びの拠点となる施設の拡充や機能の充実が求められています。

また、一人ひとりが身につけた成果をまちづくりに還元してもらえよう、地域の課題解決に主体的・積極的に取り組む個人やグループを育成し、その活動をより一層支援していく必要があります。

❖ 施策の方向

生涯学習の機会と内容の充実

資源活用

- ① 市民一人ひとりが個性や能力を伸ばし、自己実現や課題解決につなげられるよう、多様な学習機会を提供するとともに、大学、NPO、事業者等の多様な主体と連携しながら、あらゆる世代に対応した質の高い内容やプログラムの充実に取り組みます。

生涯学習を支える環境づくり

資源活用

- ① 学校教育施設等の既存施設を有効に利活用することにより、学習環境の拡充を図ります。
- ② 主体的な学習活動を行う市民や関係団体など、地域の学びを支える人材の発掘や育成を図るとともに、その活動の支援に取り組みます。また、学習活動の活性化を図るため、地域人材のネットワークの形成に向けた情報提供や交流活動を支援します。

学びを活かせる地域づくり

資源活用

- ① 関係団体等と連携し、市民が学習活動で得た成果を活かし、地域社会へ還元することができる機会を確保し、積極的な地域づくりへの参画を促進します。
- ② 地域の軸となる多様な人材をつなげる役割を果たすコーディネーターの育成に取り組みます。

読書活動の充実

資源活用

- ① だれもが学び、利用しやすい、身近な図書館をめざし、図書サービスの向上や施設・設備の適正な改善に努めます。地域の課題解決や歴史・文化の調査研究に資するよう、ニーズに対応した図書や郷土資料等の充実を図ります。
- ② 幼少期からの読書活動を促進するため、家庭、地域、学校園との連携により、読書に親しむ環境づくりに取り組みます。
- ③ 市民の読書活動を支えるボランティアの育成と支援に努めます。

❖ 目標指標

陵南の森公民館利用者人数

策定時 (H27/2015)	現状値* (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
48,364 人	➡ 34,871 人	➡ 52,000 人

市民一人あたりの 年間資料貸出数

策定時 (H27/2015)	現状値 (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
8.5 冊	➡ 6.8 冊	➡ 12.0 冊

* 現状値(R2)は新型コロナウイルス感染症の影響により減少。

❖ 関連計画

子ども読書活動推進計画

こども夢プラン(子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画、母子保健計画)

教育大綱



中央図書館

2 生涯スポーツ・レクリエーション



❖ めざす姿

だれもが身近にスポーツやレクリエーション活動に親しみ、
健康的で心豊かな生活を実現しているまちをめざします。

❖ 現状と課題

近年、メディア等を通じて、健康づくりや生きがいづくり、競技スポーツの素晴らしさが幅広く発信されており、さらなるスポーツへの関心の高まりが見られます。生涯スポーツ・競技スポーツにかかわらず、個人それぞれが体力づくりや技術の向上など、スポーツを通じた目標を持ちながら活動に親しめるよう、“いつでも、どこでも、いつまでも”スポーツ・レクリエーションが楽しめる社会の実現に向けた取り組みが求められています。

本市では、個人の健康づくり・生きがいづくりに資するだけでなく、地域間・世代間の交流や地域の活性化が促進されるよう、中央スポーツ公園や健康ふれあいの郷グラウンド・ゴルフ場をはじめとしたスポーツ・レクリエーション活動拠点の整備・充実を図るとともに、各スポーツ団体と連携しながら、各種競技大会や教室の開催等、地域におけるスポーツ振興に努めてきました。

今後は、さらなるスポーツ団体の活性化や指導者の育成とともに、施設の耐震や老朽化対策、設備の更新など、既存施設の有効活用も含め、市民ニーズを踏まえた施設の整備・充実など、だれもがより気軽にスポーツ・レクリエーション活動に参加できるよう、さらなる環境の充実が必要となっています。

❖ 施策の方向

スポーツ・レクリエーションの普及促進

人口減少対策

- ① だれもがライフスタイルに応じたスポーツ・レクリエーション活動を楽しめるよう、様々な機会を提供するとともに、トップアスリートとの交流等の多様なプログラムの企画や新たなスポーツの普及促進に取り組みます。
- ② 近隣自治体と広域的に連携し、大会・イベント等を通して、さらなるスポーツの普及促進に取り組みます。

スポーツ・レクリエーションを推進する仕組みづくり

人口減少対策

- ① 市民のスポーツ・レクリエーションへの参加意識の向上を図るため、ウェブサイト、SNS等の様々な媒体を活用したスポーツの魅力やイベント情報等のさらなる発信に努めます。
- ② スポーツ・レクリエーション活動を行う人や地域を支えるための人材の確保・育成に努めるとともに、市民がスポーツを継続的に楽しむことができるよう、関係団体と連携し、スポーツ施策の推進体制の強化を図ります。

スポーツ施設の整備・充実

安全安心

- ① 多様化する市民ニーズに対応できるよう計画的な施設の整備・更新等と機能拡充を図ります。また、施設の利便性の向上を図るとともに、より安全で快適に利用できる環境の整備に取り組みます。

❖ 目標指標

各種スポーツ大会参加人数

策定時 (H27/2015)	現状値 (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
12,528 人	➡ 12,189 人	➡ 14,000 人

スポーツ施設利用者数

策定時 (H27/2015)	現状値 (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
692,079 人	➡ 665,348 人	➡ 730,000 人



市民マラソン大会



中央スポーツ公園

3 歴史・文化



❖ めざす姿

市民が郷土に愛着や誇りを持つとともに、次の世代へと継承していくまちをめざします。

❖ 現状と課題

今日の経済的、物質的な豊かさに囲まれた社会にあっては、生活にゆとりや潤いを実感できる精神的な豊かさが求められています。また、その中で文化芸術活動に親しみたいと考える市民が増加し、その活動内容も多岐にわたっています。

本市には、わが国最古の官道とされる竹内街道や、応神天皇陵古墳をはじめとする古市古墳群など、数多くの歴史資産が存在します。これらは地域の歴史を知る上で、貴重な遺産であり財産です。特に、世界遺産の古市古墳群については、継続した調査・研究に加え、適切な保存と活用が求められています。これらの貴重な資産を保存し、後世へ確実に継承していくためには、市民が本市の歴史や文化への理解をより深めることで、郷土への愛着や誇りを感じられることが重要であり、各種講座や歴史教育等の様々な取り組みを通じて、意識の高揚を図る必要があります。

また、周辺環境との調和を図りながら、本市の特性である歴史資産を活用したまちづくりをめざしていくとともに、市民や事業者、関係機関等と連携し、歴史・文化の価値や魅力を広く国内外へ発信していくことが重要となっています。

さらに、文化・芸術活動を通じて市民が生きがいを持って楽しく生活ができるよう、さらなる機会の確保および提供が求められているほか、地域に根ざした文化活動の促進や新たな文化の創出とともに、市民・地域間の交流の促進による地域活性化につながる環境づくりが必要となっています。

❖ 施策の方向

歴史資産を活かしたまちづくり

資源活用

人口減少対策

- ① 世界遺産と日本遺産のあるまちとして、市民一人ひとりが、身近に存在する歴史資産の価値や魅力を再認識し、羽曳野への愛着や誇りを感じられるよう、適切に保存・活用を図り、次代へと引き継ぎます。
- ② 本市特有の歴史資産が、周辺環境と調和することによって生まれる魅力を活かしたまちづくりを推進します。特に、古市古墳群や竹内街道とその周辺の価値や魅力を、関係自治体との広域的な連携により、広く国内外へ発信します。
- ③ 有識者や関係団体と協働して歴史資産の研究を深め、その魅力や価値を広く発信します。また、生涯学習や学校教育において、歴史や郷土史等の学習機会の充実に取り組みます。
- ④ 豊かな歴史資産の価値や魅力を広く発信するため、歴史ボランティアガイドの養成を行うとともに、歴史資産の保存や活用について地域住民が関与できるような仕組みを構築します。

文化・芸術の振興と仕組みづくり

資源活用

- ① 文化や伝統を尊重する心が育まれるよう、地域に根ざした文化や伝統行事の保存・継承を促進するとともに、市民生活や学校教育において、文化・芸術に直接ふれ、創造活動に参加できる機会の充実を図ります。
- ② 市民の文化・芸術活動への参加の機運を高めるため、活動の場や機会を確保するとともに、関係団体・サークルや地域と連携し、市民の自主的な文化・芸術活動を促進します。また、市民の文化・芸術活動を支える指導者の育成等を支援します。

❖ 目標指標

もずふる応援隊登録者数(累計)

策定時 (H27/2015)	現状値 (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
500人	➡ 2,012人	➡ 3,500人

市民文化祭参加者数

策定時 (H27/2015)	現状値 (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
1,580人	➡ 1,828人	➡ 2,000人

❖ 関連計画

国史跡古市古墳群保存管理計画／史跡古市古墳群整備基本構想／史跡古市古墳群整備基本計画
百舌鳥・古市古墳群を活用した地域活性化ビジョン
百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録に向けた羽曳野市での取組み方針
教育大綱



古市古墳群



応神天皇陵古墳周辺

4 平和意識・人権尊重



❖ めざす姿

市民が平和を実感し、安心して暮らせるとともに、
一人ひとりの基本的人権が尊重され、守られているまちをめざします。

❖ 現状と課題

本市は、昭和 58(1983)年に平和を愛する市民のまちとして「非核平和都市宣言」を行いました。平成 21(2009)年には平和首長会議に加盟し、様々な取り組みを通じて、人類全体の願いである核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を訴えてきましたが、世界では未だ紛争やテロ行為が繰り返され、市民の平和な生活を脅かす要因となっています。

また、人類普遍の原則である基本的人権の尊重の取り組みとして、平成元(1989)年に人権擁護都市宣言を行い、平成12(2000)年には人権条例を制定、さらに、平成24(2012)年には人権施策基本方針及び基本計画を策定しました。こうした市民一人ひとりの人権が尊重され、真に自由・平等で平和な社会実現のための取り組みを進めたことにより、市民の人権意識は高まってきています。しかし、依然として同和問題、子ども・女性・障害者・高齢者・外国人に対する偏見など、多くの人権問題が存在しています。さらに近年では、インターネット・SNS等を悪用した差別発言や誹謗中傷、セクシャルマイノリティに対する人権侵害など、社会状況の変化に伴う人権問題は複雑化・多様化していることから、ダイバーシティへの認識を深め、総合的に人権に関する取り組みを進めていく必要があります。

平和で平等な社会の実現に向けて、市民一人ひとりの理解を深め、地域社会全体で意識を高める不断の取り組みが求められています。

❖ 施策の方向

平和意識の高揚

安全安心

- ① 市民一人ひとりが平和の尊さを認識し、国内外の自治体とともに、世界平和の実現に貢献する社会をつくるため、学校園、地域と連携し、各種講演会・イベント等の機会を通じ、平和意識の高揚に取り組みます。

人権擁護に関する施策の充実

安全安心

- ① 市民一人ひとりの基本的人権が尊重されるよう、人権擁護委員をはじめ関係機関と連携を図るとともに、国、大阪府、関係自治体と情報共有を図り、人権に関する相談支援事業の充実や情報の収集・提供に努めます。

人権教育・人権啓発の推進

安全安心

- ① 複雑化・多様化する人権問題について正しい理解と認識を深めるため、家庭、学校園、地域、職場等のあらゆる場面を通じ、人権教育や人権啓発を推進し、市民の人権意識の高揚を図ります。

個人情報保護の推進

安全安心

- ① 個人の権利利益の保護を図り、基本的人権を擁護するため、個人情報および特定個人情報の適正な利用や管理を徹底します。
- ② 個人情報の保護の重要性を認識し、権利利益を侵害することのないよう、市民や事業者に対する普及啓発に努めます。特に、インターネットやSNSを悪用した人権侵害の防止や個人の肖像権等の擁護に向けた啓発に取り組みます。

❖ 目標指標

平和展等への参加者数

策定時 (H27/2015)	現状値 (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
1,000人	➡ 1,000人	➡ 1,200人

人権啓発事業への参加者数

策定時 (H27/2015)	現状値 (H30/2018)	目標値 (R7/2025)
400人	➡ 412人	➡ 600人

❖ 関連計画

人権施策基本方針及び基本計画



長崎のクスノキ被爆樹木
(総合スポーツセンター(はびきのコロセアム))

5 男女共同参画



❖ めざす姿

性別にかかわらず、一人ひとりの個性が尊重され、能力が発揮できるまちをめざします。

❖ 現状と課題

性別にかかわらず、一人ひとりが個人として尊重され、いきいきと豊かに暮らしていけるよう、男女共同参画社会の実現をめざす必要があります。また、国際社会においても「ジェンダー平等の実現」が謳われ、男女平等の達成に向けて、世界的にも意識の高まりが見られます。

本市では、平成25(2013)年に男女共同参画推進条例を制定、平成29(2017)年には第3期羽曳野市男女共同参画推進プランを策定し、各種相談・意識啓発・講演会の開催など、様々な取り組みを進めてきました。

しかし、固定的な性別役割分担意識は、社会の様々な制度や慣行の中に、今なお根深く残っており、職場、学校園、家庭、地域等の社会のあらゆる環境においても、十分に平等になっているとはいえない状況です。

このような状況から、社会のあらゆる分野において、男女対等の立場で参画機会を確保するとともに、ともに尊重し、支え合い、それぞれの場面でいきいきと活躍や参画ができる環境づくりが求められています。

❖ 施策の方向

男女共同参画を支える社会づくり

資源活用

安全安心

人口減少対策

- ① 雇用や就労における男女平等の実現に向けた啓発および支援に取り組みます。また、配偶者等に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントをはじめとするあらゆる暴力の根絶に向けた、意識啓発や相談支援体制の充実に取り組みます。
- ② 職場、家庭、地域等におけるワーク・ライフ・バランスの必要性等について、普及啓発に努めます。また、男女互いの個性と能力を発揮できる環境づくりを進めるため、子育て、介護や就労等の支援体制の強化を図ります。

あらゆる分野における男女共同参画の促進

資源活用

安全安心

人口減少対策

- ① 社会のあらゆる分野において、男女が対等の立場で参画できる機会を確保するとともに、女性の人材の発掘・育成に努め、政策立案等の意思形成過程における積極的な参画を促進します。

男女共同参画社会実現のための意識改革

資源活用

安全安心

人口減少対策

- ① 男女共同参画の意義に対する理解を深められるよう、男女共同参画の理念の普及啓発活動や情報提供等の充実を図ります。また、職場、学校園、家庭、地域等における学習機会の充実に努めます。
- ② 男女で異なる身体的特徴や心身の変化について理解を深め、尊重し合う意識の醸成を進めます。また、ライフステージに応じた細やかな心と体の健康づくりを促進するため、健康教育や相談支援体制の充実に取り組みます。

❖ 目標指標

審議会等への女性委員登用率

策定時 (H27/2015)	現状値 (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
22.9%	26.8%	33.0%

「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に 同感しない人の割合

策定時 (H27/2015)	現状値 (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
57.5%	68.9%	80.0%

❖ 関連計画

男女共同参画推進プラン



きらりはびきの『男女共同参画フォーラム&人権を考える市民の集い』

1 市民協働と地域コミュニティ



❖ めざす姿

市民が自主的に地域の活動や市政に参画し、協働が実現されているまちをめざします。

❖ 現状と課題

人口減少や少子高齢化、生活様式の変化等の影響を受けて、市民ニーズや地域課題は複雑化・多様化している中、地域の実情に即したまちづくりを推進するためには、より一層、市民と行政が地域課題に対して主体的に取り組み、ともに解決を図る協働の体制づくりを強化しなければなりません。

市民活動の拠点である、緑と市民の協働ふれあいプラザ(エコプラザはにふ)が、市民活動に関する情報の収集や発信、人材育成等を行う市民活動センターとしての機能を十分に発揮するとともに、今後はコミュニティの形成をコーディネートできる人材の育成や、市民活動の支援を目的として活動する中間支援組織の育成が求められています。

また、自主的な市民活動団体の組織数は増加している一方で、少子高齢化の影響もあり、構成メンバーの高齢化や若年層の加入率が低下しています。いかに次代の育成を行うかが喫緊の課題となっています。

一方で、近年注目されているボランティア活動への参加ニーズの高まりが予測される中で、防災・防犯、子育てといった特定の施策については、より身近な立場からサポートすることができる地域コミュニティの役割が今後ますます大きくなってきます。そのため、共助の連帯意識の醸成をより主体的に行えるような研修や講座等の取り組みを通じて、まちづくりに参加する市民や企業、大学との協働を推進していくことが必要となります。また、地域での様々なコミュニティ活動を促進するための支援が求められています。

❖ 施策の方向

コミュニティ活動の活性化

資源活用

- ① 自治会の活動を促進するための支援を行い、地域力の向上に努めます。
- ② コミュニティセンターや集会所等について、様々な世代の利用を促進するとともに、地域における活動の拠点としての機能の充実・強化を図ります。

市民活動への支援

資源活用

- ① 緑と市民の協働ふれあいプラザ(エコプラザはにふ)において、市民活動に関する情報収集・発信、人材育成を効果的に行うなど、市民公益活動の拠点として市民活動の活性化を支援します。
- ② 市民活動団体の立ち上げや市民のさらなる活動参加を促進するとともに、市民活動の支援を目的として活動する中間支援組織の育成を図ります。

- ① 市民活動団体による協働事業の提案制度など、行政と市民が協働して地域の課題に取り組める仕組みづくりを検討します。
- ② 民間事業者や大学等との連携を推進し、地域における課題の解決や活性化についての協働事業を実施します。
- ③ 市民参画の公募やパブリックコメント制度の運用等を通じて、市民の自主的・積極的なまちづくりへの参加を促進し、各計画や施策に市民の声の反映に努めます。

❖ 目標指標

自治会加入率*

策定時 (H27/2015)	現状値 (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
75.7%	➡ 69.6%	➡ 70.0%

* 予測値(R7 : 66.1%)を上回る目標設定とした。

緑と市民の協働ふれあいプラザ
(エコプラザはにふ)利用者数

策定時 (H27/2015)	現状値 (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
9,392 人	➡ 6,760 人	➡ 11,740 人

* 現状値(R2)は新型コロナウイルス感染症の影響により減少。

❖ 関連計画

市民公益活動推進基本方針



緑と市民の協働ふれあいプラザ(エコプラザはにふ)

2 情報共有と広報



❖ めざす姿

市政の情報が、正確かつスムーズに提供されているまちをめざします。

❖ 現状と課題

市民と行政が信頼関係を構築し、協働によるまちづくりを推進するためには、市民と行政との情報共有が不可欠です。透明・公正な行政運営に取り組みながら、行政としての説明責任を全うすることが求められています。

これまで広報紙やウェブサイト、SNS 等により様々な行政情報や地域の情報を提供するとともに、個人情報保護に留意しながら、市民が利用しやすい情報公開制度の運用にも努め、開かれた市政の実現をめざしてきました。さらに、多様化する市民ニーズを様々な手段や機会において把握することで、市民と行政が互いの特性を理解、尊重して補完、協力しながら対等な関係で連携し活動する協働によるまちづくりの推進に努めてきました。

今後は、行政情報が広く市民に行き届くよう情報格差の解消や、外国籍の住民をはじめ様々な立場にある方々に対する広聴活動の充実等が課題となっています。

❖ 施策の方向

情報公開

安全安心

- ① 市民に利用しやすい制度となるよう、情報公開制度の適正な運用を図るとともに、制度についての理解が市民や民間事業者に浸透するよう努めます。また、提供可能な市政情報や保有データについては、積極的な情報提供に努めます。
- ② 個人情報の適正な管理を行うとともに、市職員や関係機関等に対し、個人情報の保護について周知徹底を図ります。

広報・広聴活動の充実

資源活用

- ① 政策形成過程における市民の市政への参画を促進するため、パブリックコメント制度を適切に運用するとともに、市民ニーズを的確に把握し、市政に反映させることができるよう広聴機能の強化を図ります。
- ② ウェブサイトの機能向上や SNS の有効利用、多言語対応など、急速に発展する情報化や国際化に対応した広聴活動の充実を図ります。
- ③ 広報紙やウェブサイト、SNS といった様々な媒体を活用し、正確かつ迅速に行政情報を発信します。また、市民にとって分かりやすい表現に努め、内容の充実を図ります。

❖ 目標指標

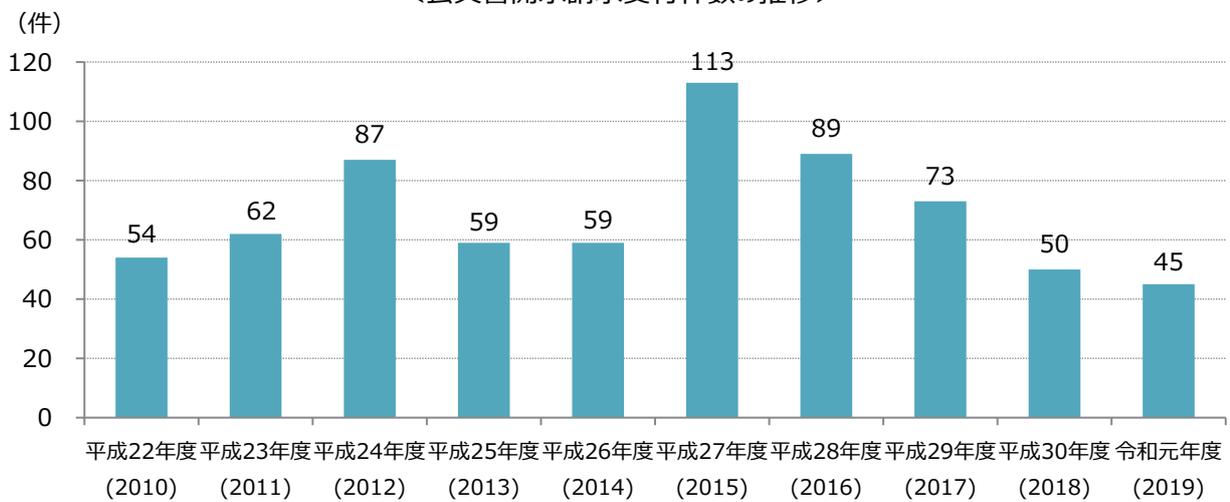
公文書開示等決定に対する 不服申立て率

策定時 (H27/2015)	現状値 (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
0%	➡ 0%	➡ 0%

市ウェブサイトアクセス数

策定時 (H27/2015)	現状値 (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
1,713,414 件	➡ 2,093,752 件	➡ 3,230,000 件

＜公文書開示請求受付件数の推移＞



資料：総務部総務課



広報はびきの

3 行財政運営



❖ めざす姿

効率的で安定的な行財政運営が図られるとともに、市民が利用しやすい行政サービスが提供されているまちをめざします。

❖ 現状と課題

人口減少・少子高齢化に加え、生産年齢人口の減少により市税収入の大幅な増加が見込むことができない中で、近い将来、収支状況の悪化や財政の硬直化が進行することも予想されます。

そうした状況において、収支バランスの均衡を図り、安定した行財政運営を継続するためには、市の基幹収入である市税のほか、様々な取り組みによる歳入確保と、事業の見直しや選択と集中による歳出抑制とともに、民間活力の導入により市民サービスの向上と経費の削減を図る必要があります。また、老朽化が進む公共施設等については、将来人口予測による需要の変化も考慮した上で、最適な配置を実現し、財政負担を軽減・平準化することが課題となっています。

行政運営においては、デジタル化の進展に伴い、漏えい、紛失、改ざん等の情報セキュリティ上の課題を整理しながら、業務の効率化や市民の利便性の向上につながるAIやRPA(ソフトウェアロボット)等の技術を活用し、より一層デジタル化を推し進めることが求められています。

また、国の動向や社会情勢の変化、多様化・高度化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応できる組織体制や、市民サービスの向上の観点から機能を重視した組織づくりが必要となっています。

❖ 施策の方向

効率的・効果的な行政運営

人口減少対策

- ① 多様化・複雑化する市民ニーズや、新たな行政課題を迅速に対応・解決するため、効率かつ機能的な組織体制の構築を図ります。
- ② 施策や事業の評価を適切に行い、その結果をもとに、経営資源の最適かつ効果的な配分を検討するなど、PDCAサイクルが機能した行政運営に取り組みます。
- ③ 外郭団体等については、市民サービスの向上、競争力の強化を図るため、事業の効率化・合理化、組織・人員の適正化など、健全な経営や自立に向けた助言、支援等を行います。

情報通信技術の活用とセキュリティの強化

安全安心

- ① 業務の効率化・高度化、市民サービスの向上を図るため、AIやRPA等の情報技術の積極的な導入とともに、行政手続等のデジタル化を推進します。
- ② 各システムの更新時には、インターネット上で利用するクラウド型システムの導入を進めるとともに、システムの共同運用について検討を行います。

③ 情報セキュリティ対策を強化・充実し、個人情報をはじめとした情報資産を適切に保護します。

健全な財政運営

資源活用

人口減少対策

- ① 事業の優先度や実施効果に配慮した予算編成に努め、健全で計画的な財政運営を図ります。経費の削減を図るとともに、公民連携など民間活力のより一層の導入により、徹底したコストの低減に取り組みます。
- ② 市税等の徴収率向上やキャッシュレス等の利便性の高い収納方法の拡充とともに、ふるさと応援寄附制度や広告料等の税外収入の確保、受益者負担の適正化等により、自主財源の確保に努めます。

公共施設等の適正な管理運営

安全安心

- ① 公共施設における指定管理者制度の運用を進めるとともに、PPP/PFI(官民連携事業)等の新たな民間活力の導入についても検討を進めます。
- ② 公共施設等の適正な維持管理と最適な配置を行い、財政負担の軽減・平準化をめざします。また、近隣自治体との連携や民間施設の活用等の検討を進めます。

❖ 目標指標

市税徴収率

策定時 (H27/2015)	現状値 (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
93.4%	97.8%	98.2%

経常収支比率

策定時 (H27/2015)	現状値 (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
96.0%	98.8%	98.8%

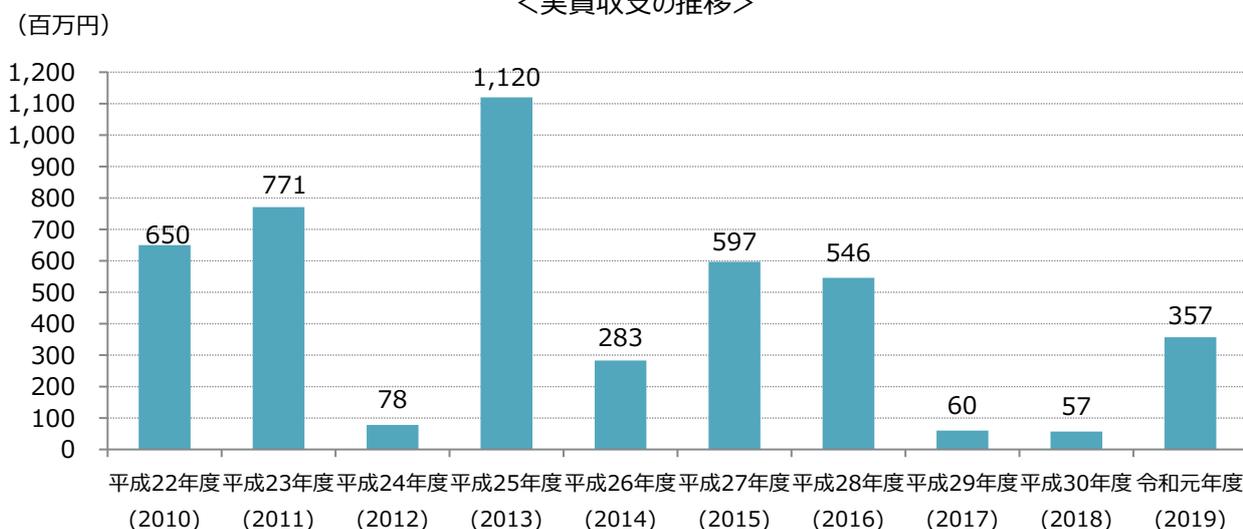
❖ 関連計画

行財政改革大綱

公共施設等総合管理計画

外郭団体等改革方針

<実質収支の推移>



資料：市決算関係資料

4 広域行政・地方分権



❖ めざす姿

関係自治体と効果的に連携しながら、独自性豊かなまちをめざします。

❖ 現状と課題

広域行政については、これまで近隣自治体との連携・協力のもと、消防・救急やごみ処理等で広域連携を展開するとともに、小児急病診療や図書館など、公共施設の広域的な相互利用の取り組みについても推進してきました。

また、古市古墳群や竹内街道等の歴史資産の保全・活用においても、関係自治体と広域的な連携・協力による様々な取り組みを進めています。

今後、少子高齢化や人口減少など、社会情勢がますます厳しさを増す中で、広域化する行政課題や市民の生活圏域の拡がりにあわせて多様化するニーズに応えるためには、自治体間連携や相互補完をはじめとした広域的な視点に立った効率的で効果的な行政運営を一層進めていく必要があります。

地方分権においては、これまでの国や大阪府からの事務・権限の移譲の積み重ねや規制緩和によって、地域の実情に応じた行政運営が展開できるといった分権型社会の進展を見ることができます。

今後も、住民に最も近い基礎自治体として、地域の課題解決や市民ニーズに応じたきめ細やかな行政サービスを担い、維持していくため、国や大阪府に働きかけながら、自らの発想と創意工夫により課題解決を図り、独自性豊かなまちづくりに努める必要があります。

❖ 施策の方向

広域行政の推進

資源活用

人口減少対策

- ① 専門性の高い分野や自治体間の共通課題については、広域連携の有効性を検証するなど、その体制の構築に努めます。
- ② 地域の魅力向上、市民サービスの充実、行財政運営の効率化を図るため、これまでの枠組みに捉われることなく、関係自治体や関係機関との連携や共同処理等を積極的に進めます。

地方分権への対応

人口減少対策

- ① 住民に最も近い基礎自治体として、さらなる市民サービスの充実を図るため、地域の実情に応じた権限移譲や規制緩和について検証を行います。

❖ 目標指標

権限移譲事務件数(累計)

策定時 (H27/2015)	現状値 (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
63 件	➡ 64 件	➡ 70 件

広域連携事業数(累計)

策定時 (H27/2015)	現状値 (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
13 件	➡ 13 件	➡ 20 件



柏原羽曳野藤井寺消防組合 消防本部



竹内街道・横大路(大道)まつり

5 人材育成



❖ めざす姿

市民から信頼される行政組織が運営されているまちをめざします。

❖ 現状と課題

人口減少・少子高齢化の進行、市民ニーズの高度化・多様化、地域課題等への対応や解決には、様々な主体の参画が欠かせなくなっています。このような中、市民の自治会への加入率は減少しており、まちの担い手づくりが課題となっています。

市を取り巻く環境の変化に加え、地方分権の進展により、地方自治体の役割は増大しており、自らの判断と責任の下で、地域の実情に沿った行政を推進する企画力・実行力や、社会情勢の変化への柔軟な対応が求められています。そのような状況下においては、自ら考え、行動し、課題を解決することができる職員を確保・育成していくことが求められており、組織を支える職員のあり方、育成にも変革が必要となっています。

さらに、地域の課題解決や活性化をめざし、市民、企業、大学等の様々な主体と連携しながら対応できる市職員を育成するとともに、主体性をもってまちづくりに参加する市民や市民グループの育成も必要となっています。

❖ 施策の方向

職員の育成

資源活用

- ① 時代の変化を見据えながら、新たな行政課題にも柔軟かつ的確に対応できるよう、職務・職責に応じた能力の向上を図る効果的な職員研修を計画的に実施し、人材を育成するとともに、高度な専門的知識・能力を持った人材の確保に努めます。
- ② 人事評価制度の有効活用により、職員それぞれの適性や能力等を的確に把握し、適材適所の人員配置を行うとともに、職員の能力開発と意識改革を促し、公務能率の一層の向上に取り組みます。
- ③ すべての職員が十分な能力を発揮できるよう、働きやすい職場環境づくりに取り組むとともに、多様な人材が活躍できる組織づくりに努め、市役所全体の活性化を図ります。

まちの担い手づくり

資源活用

- ① 地域における多種多様な主体と協働して課題に取り組むことができる市職員の育成に取り組みます。
- ② 地域課題の解決のため、多様な主体がまちづくりに参画する機会を確保するとともに、主体性をもって積極的にまちづくりに参加する市民や市民グループの育成を促進します。

❖ 目標指標

職員研修項目数

策定時 (H27/2015)	現状値 (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
50件	➤ 54件	➤ 60件

窓口対応への市民の満足度

策定時 (H27/2015)	現状値 (R2/2020)	目標値 (R7/2025)
—	➤ 58.8%	➤ 60.0%



職員研修



市民グループの活動風景

資料編

羽曳野市総合基本計画に関する規則

制 定 昭和 44 年 7 月 10 日
最近改正 平成 27 年 12 月 28 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、本市の総合基本計画に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合基本計画 市民の将来の幸福と福祉を増進するため、市政の全般にわたり実現の目標とすべき総合的計画をいい、基本構想及び基本計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 本市のまちづくりの最高理念であり、目標とするまちの将来の姿を描き、その実現に向けた施策を行うための基本的な考え方や方針を示す構想をいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するために必要な施策とその方向性を総合的かつ体系的に示す基本的な計画をいう。

(計画策定の原則)

第 3 条 総合基本計画は、計画的かつ効果的な行政を確立し、行政各部門相互間に有機的関連を保ちながら、本市発展のための総合的成果をあげるよう策定しなければならない。

(総合基本計画策定委員会)

第 4 条 総合基本計画の策定に関し、必要な事務を総合的かつ円滑に推進するため、羽曳野市総合基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の委員は、本市職員のうちから市長が任命する。

(基本構想及び基本計画の期間)

第 5 条 基本構想の期間は、10 年以内とする。

2 基本計画の期間は、前期 5 年、後期 5 年とする。

(基本構想及び基本計画の策定)

第 6 条 基本構想及び基本計画は、別に定める方針により、委員会が原案を作成し、市長がこれを決定する。

2 基本構想は、事務事業計画の基本とするものとし、特に著しい社会経済情勢の変化又は特別な理由がない限り変更することができない。

(総合基本計画審議会への諮問)

第 7 条 市長は、前条第 1 項の規定により基本構想を決定しようとするときその他総合基本計画に関する重要な事項の決定に当たり特に必要があると認めるときは、執行機関の附属機関に関する条例(昭和 44 年羽曳野市条例第 7 号)別表に掲げる羽曳野市総合基本計画審議会に諮問するものとする。

(総合基本計画の進行管理)

第 8 条 部室課長等は、別に定めるところにより、総合基本計画に関係する事務事業の進捗状況を定期的に市長公室長を経て市長に報告しなければならない。

(関係資料の送付)

第 9 条 市長公室政策推進課は、事務事業の参考になると考えられる資料等を作成し、又は入手したときは、速やかに関係部局に送付しなければならない。

2 各部局は、総合基本計画に関する事務の参考になると考えられる資料等を作成し、又は入手したときは、速やかに市長公室政策推進課に送付しなければならない。

(委任)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、総合基本計画の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭 44.10.21 規則 12)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭 46.1.30 規則 3)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 46 年 1 月 12 日から適用する。

附 則(昭 49.2.4 規則 7)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 49 年 1 月 14 日から適用する。

附 則(昭 50.4.10 規則 10)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平元.8.22 規則 23)

この規則は、平成元年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平 6.3.30 規則 8)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平 6.10.21 規則 30)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平 15.3.28 規則 8)

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平 17.3.30 規則 6)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平 27.12.28 規則 81)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

用語解説

用語	解説	施策体系
英字		
AI	「Artificial Intelligence」の略で、人工知能。学習、推論、判断といった人間の知能のもつ機能を備えたコンピュータシステムのこと。	行財政運営
ALT	「Assistant Language Teacher」の略で、日本人教師を補佐し、生きた英語を子どもに伝える英語を母語とする外国人のこと。	学校教育
ICT	「Information and Communication Technology」の略で、情報通信技術。情報処理および情報通信で、コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術、産業、設備、サービス等の総称のこと。	消費生活 学校教育 生涯学習
Jアラート	「全国瞬時警報システム」の通称名で、通信衛星と市町村の同報系防災行政無線や有線放送電話を利用し、緊急情報を住民へ瞬時に伝達するシステムのこと。	危機管理
P D C A サイクル	事業活動における管理を円滑に進める手法の一つで、P(Plan：計画)・D(Do：実施)・C(Check：評価)・A(Action：改善)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善するサイクルのこと。	行財政運営
P F I	「Private Finance Initiative」の略で、公共施設等の設計、建設、維持管理および運営に、民間の資金とノウハウを活用し、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を民間主導で行うこと。	行財政運営
P P P	「Public Private Partnership」の略で、行政が行う各種行政サービスを、行政と民間が連携し、民間の持つ多種多様なノウハウ、技術を活用することにより、行政サービスの向上、資金の効率的な活用や行政の業務効率化等を図ろうとする考え方や概念のこと。	行財政運営
R P A	「Robotic Process Automation」の略で、人間がコンピュータ上で行っている定型作業をロボットで自動化すること。	行財政運営
S N S	「Social Networking Service」の略で、インターネット上の交流を通して、社会的ネットワーク(ソーシャル・ネットワーク)を構築するサービスのこと。	防犯 子ども・若者育成支援 生涯スポーツ・レクリエーション 平和意識・人権尊重 情報共有と広報
ア行		
青色防犯パトロール	警察により防犯活動を認められた団体が、青色回転灯装備を許可された自主防犯活動用自動車で行われる防犯パトロールのこと。	防犯
アドプト事業	住民が主体となり、地域の美化意識の向上と地域コミュニティの活性化を図ることを目的としたまちづくり事業のこと。	みどり・空間整備
いきいき百歳体操	平成14(2002)年に高知市が開発した、筋力やバランスを向上させる体操として、介護予防効果が期待されるおもりを使用した高齢者向けの運動プログラムのこと。	高齢者福祉
医療レセプト	医療機関が患者のかかった医療費を保険者である市町村や保険組合に請求する明細書のこと。	健康・医療

用語	解説	施策体系
インターンシップ	学生が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと。	労働環境
大阪エコ農産物	農業や化学肥料の使用を通常の半分以下に抑えて栽培された大阪府が認証する農作物のこと。	都市農業
カ行		
通いの場	地域に住む高齢者が、体操や運動、様々なレクリエーション等の活動を通して、身近な地域で介護予防活動に参加できる場所のこと。	高齢者福祉
義務教育学校	平成28(2016)年に新設された学校教育制度で、小学校、中学校の課程に相当する課程を併せ持ち、義務教育として行われる普通教育を一貫して施す9年制の学校のこと。	学校教育
キャッシュレス	クレジットカードや電子マネー、口座振替を利用して、紙幣・硬貨といった現金を使わずに支払い、受け取りを行う決済方法のこと。	行財政運営
共生社会	障害の有無にかかわらず、お互いの個性を認め合い尊重し、それぞれの役割と責任をもって共に社会の一員として、身近な地域で生活を送ることができる社会のこと。	障害者福祉
クラウド	「クラウドコンピューティング(Cloud Computing)」の略で、データやアプリケーション等のコンピュータ資源をネットワーク経由で利用する仕組みのこと。	行財政運営
くらしのナビゲーター	高齢者の消費者被害を未然に防ぐため、自治会、老人クラブ、学校等が主催する講座や講演会において、悪質商法等の被害にあわないよう情報提供するボランティアのこと。	消費生活
景観計画	景観法に基づき、景観行政団体が定める良好な景観に関する計画のこと。	住環境
景観地区	景観法により規定される、市街地の良好な景観の形成を図るための都市計画に定めた地域地区のこと。	土地利用・市街地整備
経常収支比率	市税や地方交付税等、毎年経常的に収入される使途の制限のない一般財源が、人件費や扶助費、公債費等毎年固定的に支出される経常的歳出にどの程度充当されているかを示す比率のこと。	行財政運営
健康寿命	世界保健機関(WHO)が提唱した指標で、平均寿命から寝たきりや認知症等の介護状態の期間を差し引いた期間のこと。	健康・医療
減災	災害時に発生し得る被害を最小化するための取り組みで、あらかじめ被害の発生を想定した上で、その被害を低減させていこうとするもの。	防災・減災
高機能消防指令センター	最新鋭のコンピュータと通信機器を駆使して、119番通報の受信、災害通報の覚知、出動指令、現場作戦支援等を統括し、その消防活動が終了するまでを迅速、的確、効果的に行うためのシステムのこと。	消防・救急
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む平均の子どもの数のこと。	子育て支援
耕作放棄地	農作物が1年以上作付けされず、農家が数年の内に作付けする予定がない田畑、果樹園のこと。	都市農業

用語	解説	施策体系
高度地区	都市計画法に規定されている地域地区の一つで、用途地域内において市街地の環境を維持し、または土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度または最低限度を定める地区のこと。	土地利用・市街地整備
交流人口	外部からその地域に、観光、通勤・通学、ショッピング等、何らかの目的で訪れる人口のこと。	観光振興・都市間交流
国土強靱化地域計画	強くなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法に基づき、大規模自然災害等に備え、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取り組みとして計画的に実施し、強靱な地域づくりを推進することを目的として、地方公共団体が策定する計画のこと。	防災・減災
国民皆保険制度	病気や怪我をした時、安心して医療が受けられるように、国民すべてが必ず公的医療保険に加入しなければならないという制度のこと。	健康・医療
子育て世代包括支援センター	主として妊産婦、乳幼児やその保護者を対象とし、妊娠期から子育て期にわたり、母子保健施策と子育て支援施策を切れ目なく提供するため、実情を把握し、妊娠、出産、育児に関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定を行う機関のこと。	健康・医療 子育て支援
子ども家庭総合支援拠点	すべての子どもとその家庭および妊産婦等を対象とし、その福祉に関し、必要な支援に係る業務を行い、特に要支援児童および要保護児童等への支援業務の強化を図る拠点のこと。	健康・医療 子育て支援
子どもの貧困	子どもが生まれ育った環境や経済的困窮を背景に教育や体験の機会に乏しく、地域や社会から孤立し、様々な面で不利な状況に置かれている子どもの存在および生活状況のこと。	学校教育 子ども・若者育成支援
サ行		
再生可能エネルギー	太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等をエネルギー源として持続的な利用が可能と認められるもので、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しないエネルギーのこと。	環境衛生
ジェンダー	生まれながらにして決定される生物学的な性別(セックス)に対して、社会通念や慣習等によって作り上げられた「男性像・女性像」による性差観念のこと。	男女共同参画
市街化区域	都市計画法に基づき指定される、都市計画区域における区域区分の一つで、既に市街地を形成している区域および概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。	土地利用・市街地整備
市街化調整区域	都市計画法に基づき指定される、都市計画区域における区域区分の一つで、市街化を抑制すべき区域のこと。	土地利用・市街地整備
資源化率	総資源化量を総排出量で除した数値。総資源化量とは、缶、ペットボトル、古紙等や粗大ごみや不燃ごみを処理して回収した鉄やアルミ等の資源化したごみの量のこと、総排出量とは、収集ごみ量、直接搬入ごみ量、集団回収量の合計のこと。	ごみの減量化と再資源化
資源循環型社会	生産、流通、消費、廃棄という社会経済活動の全段階を通じて、再資源化やエネルギーの効率化を進め、環境への負担をできるだけ軽くしようとする循環を基本とした社会のこと。	環境衛生 ごみの減量化と再資源化

用語	解説	施策体系
自主防災組織	主に自治会等を単位として組織される地域住民による自主的な防災活動組織のこと。	防災・減災 消防・救急
自助・共助・公助	「自助」とは、家庭で日頃から災害に備え、災害時には事前に避難したりする等、自分で守ること。「共助」とは、地域の災害時要援護者の避難に協力し、地域の方々と消火活動を行う等、周りの人たちと助け合うこと。「公助」とは、行政による救助活動や支援物資の提供等、公的支援のこと。	防災・減災
指定管理者制度	公共施設の管理に民間の能力を活用し、市民サービスの向上や経費の削減等を図ることを目的として導入された制度のこと。	行財政運営
シティプロモーション	地域を持続的に発展させるために、地域の魅力を地域内外に効果的に訴求し、それにより、人材、物財、資金、情報等の資源を地域内部で活用可能としていくこと。	シティプロモーション
市民後見人	弁護士や司法書士等の資格はもたないものの、社会貢献への意欲や倫理観が高く、成年後見に関する一定の知識、態度を身に付けた市民の中から、家庭裁判所の審判により選任される者のこと。	地域福祉
周産期	概ね妊娠 22 週から出生後 7 日未満の出産前後の期間のこと。	健康・医療
就職氷河期世代	平成のバブル景気の崩壊以降、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行い、希望する就職ができず不本意ながら不安定な仕事に就いている、無業の状態にあるなど、様々な課題に直面している者が多数含まれる世代のこと。	労働環境
小1プロブレム	小学校に入学したばかりの児童が、集団行動がとれない、授業中に座ってられないなど、学校生活になじめない状態が続くこと。	学校教育
消費生活センター	商品やサービスなど、消費生活全般に関する苦情や問合せ等の消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場で処理にあたるため、地方公共団体に設置されている拠点のこと。	消費生活
情報セキュリティ	情報の機密性(情報へのアクセスを認められた者だけが、その情報にアクセスできる状態)・完全性(情報が破壊、改ざんまたは消去されていない状態)・可用性(情報へのアクセスを認められた者が、必要時に中断することなく、情報および関連資産にアクセスできる状態)を維持すること。	行財政運営
食育	生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図られるよう、様々な経験を通じて、食に関する知識と、バランスの良い食を選択する力を身に付け、健全な食生活を実践できる力を育むこと。	健康・医療 学校教育 子ども・若者育成支援
自立支援医療	精神疾患の治療のため、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対して医療費の自己負担を軽減する公費負担医療のこと。	障害者福祉
人事評価制度	任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するにあたり発揮した能力および挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価のこと。	人材育成
人生 100 年時代	英国ロンドンビジネススクール教授のリンダ・グラットン氏が著書「LIFE SHIFT(ライフ・シフト)」で提言した言葉で、寿命が延びて 100 歳を超えるようになり、これまでの 80 歳程度のライフコースの見直しを迫られる時代のこと。	生涯学習

用語	解説	施策体系
スマート農業	ロボット技術や ICT(情報通信技術)を活用して、省力化・精密化や高品質生産の実現等を推進する農業のこと。	都市農業
生活習慣病	食事、運動、喫煙、飲酒、休養等の生活習慣が、その発症や進行に關与する疾患群のこと。	健康・医療 高齢者福祉
生産年齢人口	国内で行われている生産活動に就いている中核の労働力となる 15 歳以上 65 歳未満の年齢に該当する人口のこと。	学校教育 シティプロモーション 労働環境 行財政運営
税と社会保障の 一体改革	消費税率の引上げによる増収分を、すべて社会保障の財源に充て、安定財源を確保することで、社会保障の充実・安定化と、将来世代への負担の先送りの軽減の同時達成をめざす改革のこと。	生活支援
成年後見制度	知的障害、認知症など、精神上的の障害により判断能力が十分でない者が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その者を保護し、支援する人を選任する制度のこと。	高齢者福祉 障害者福祉
性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」などのように、性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。	男女共同参画
セクシャルマイノリティ	恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかという性的指向や自分の性をどのように認識しているかという性自認等に関するありようが少数派であること。	平和意識・人権尊重
タ行		
代替エネルギー	太陽光、風力、地熱、バイオマスなど、石油をはじめとする化石燃料に代替しうるエネルギーのこと。	環境衛生
ダイバーシティ	国籍、性別、年齢、宗教、ライフスタイル等に固執することなく多様な人材を受け入れること。	平和意識・人権尊重
団塊の世代 団塊ジュニア世代	「団塊の世代」とは、第一次ベビーブーム(昭和 22(1947)年～昭和 24(1949)年)の間に生まれた世代のこと。「団塊ジュニア世代」とは、団塊の世代の子ども世代として第二次ベビーブーム(昭和 46(1971)年～昭和 49(1974)年)の間に生まれた世代のこと。	高齢者福祉
地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をもに創っていく社会のこと。	地域福祉 高齢者福祉
地域就労支援 コーディネーター	働く意欲・希望がありながら、雇用・就労を妨げる様々な阻害要因を抱える、若年者や中高年齢者等の就職に向けた支援が必要な人を対象として、求職や雇用に関する相談等に応じて就労を支援する者のこと。	労働環境
地域包括ケアシステム	団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 (2025)年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス体制のこと。	高齢者福祉

用語	解説	施策体系
地区計画制度	特定の地区を対象として、その地区にふさわしい良好な環境を整備、保全するために、建築物の用途や意匠、道路や公園の配置等を、住民の意見を反映しながら市町村が定める制度のこと。	土地利用・市街地整備
地産地消	「地域生産・地域消費」の略で、地域で生産された様々な生産物や資源(主に農産物や水産物)をその地域で消費すること。	都市農業
中1ギャップ	小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へ移行する段階で、不登校等が増加したりするなど、心理や学問、文化的なギャップと、それによるショックのこと。	学校教育
デジタル防災行政無線(同報系システム)	屋外拡声器や戸別受信機を介して、市町村から住民等に対して直接・同時に防災情報や行政情報を伝えるシステムのこと。	危機管理
道路ストック	既存の道路構造物(舗装、橋、擁壁等の構造物)や道路附属物(標識、道路照明、フェンス等)のこと。	道路・交通
特定個人情報	マイナンバーをその内容に含む個人情報のこと。	平和意識・人権尊重
ナ行		
なにわ伝統野菜	「①概ね100年前から大阪府内で栽培されてきた野菜」、「②苗、種子等の来歴が明らかで、大阪独自の品目、品種であり、栽培に供する苗、種子等の確保が可能な野菜」、「③大阪府内で生産されている野菜」の3つの基準を満たし、大阪府に認証された野菜のこと。	都市農業
認定農業者制度	農業者が農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を講じる制度のこと。	都市農業
ノーマイゼーション	障害の有無にかかわらず、同じように教育を受け、生活をし、就労や活動をする共に生きる社会が普通の社会であるとの考え方のこと。	障害者福祉
ハ行		
はびきのプラスチックごみゼロ宣言	不用意にごみとして捨てられたプラスチックによる環境汚染や生態系への影響が世界的に注目されていることを受け、大阪府・大阪市共同で宣言した「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」の趣旨に賛同し、羽曳野市においても令和元(2019)年6月18日に行った宣言のこと。	環境衛生
パブリックコメント制度	行政機関が命令(条例等)や政策等を定めようとする際に、事前に広く一般から意見を募り、その意見を考慮することにより、行政運営の公正さの確保と透明性の向上を図り、住民・事業者等の権利利益の保護に役立てることを目的としている意見募集手続きのこと。	市民協働と地域コミュニティ 情報共有と広報
ハラスメント	特定、不特定多数を問わず、相手に対し、意図的に不快にさせることや、実質的な損害を与えるなど強く嫌がられる、モラルのない行為の総称のこと。	労働環境 男女共同参画
避難行動要支援者	高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において配慮を要する者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する者のこと。	防災・減災 地域福祉

用語	解説	施策体系
病児・病後児保育	子どもが病気や怪我で保育所への通園等ができず、保護者の仕事の都合等で家庭での保育が困難な場合に、一時的に行う保育のこと。	子育て支援
ふるさと応援寄附制度	生まれ育った自治体や、応援したい自治体に対して寄附を行った場合、寄附額のうち 2,000 円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される制度のこと。	シティプロモーション 行財政運営
平和首長会議	世界の都市が緊密な連携を築くことによって、核兵器廃絶の市民意識を国際的な規模で喚起し、核兵器廃絶を実現させるとともに、人類の共存を脅かす飢餓、貧困、難民、人権等の諸問題の解決、さらには環境保護のために努力することによって世界恒久平和の実現に寄与する機構のこと。	平和意識・人権尊重
放課後子ども教室	放課後や土曜日に小学校の特別教室等を活用して、子どもの安全・安心な居場所をつくり、地域住民等の協力を得て、子どもとともに読書・学習の場の提供やスポーツ・文化活動等を展開する教室のこと。	子ども・若者育成支援
マ行		
密集市街地	老朽化した木造建築物が密集し、かつ道路や公園等の公共施設が十分に整備されていないため、火災や地震が発生した際に延焼防止、避難に必要な機能が確保されていない状況にある市街地のこと。	土地利用・市街地整備
もずふる応援隊	世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の価値や魅力の発信と次世代への継承をめざす個人、企業、団体が集まった応援隊のこと。	歴史・文化
ヤ行		
用途地域	都市計画法の地域地区の一つで、最も基礎的なものであり、建築物の用途の混在を防ぐため、都市全体の土地利用として 13 種類の基本的枠組みを設定するものこと。	土地利用・市街地整備
ラ行		
ライフステージ	子どもから大人へといった身体的な状況の変化や、就学、就職、婚姻、出産、育児、退職、介護等の社会的な環境の変化によって、いくつかに分けられる人の一生の各段階のこと。	健康・医療 男女共同参画
リハビリテーション	障害があってもライフステージのすべての段階において、その人が望む生活を保障することが可能となるよう支援すること。	障害者福祉
量目調査	食品、日用品等の消費生活関連物資であって、相当程度計量販売が行われている商品に表記された内容量が適正であるかどうか計量調査を行うこと。	消費生活
6次産業化	第 1 次産業である農林水産業が、農林水産物の生産だけにとどまらず、それを原材料とした加工食品の製造・販売や観光農園のような地域資源を活かしたサービスなど、第 2 次産業や第 3 次産業にまで展開する経営形態を表す造語のこと。	都市農業 商工業・サービス業
ワ行		
ワーク・ライフ・バランス	老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。	労働環境 男女共同参画

第6次羽曳野市総合基本計画
後期基本計画
令和3(2021)年3月

発行 羽曳野市
編集 羽曳野市市長公室政策推進課
〒583-8585
羽曳野市誉田4丁目1番1号
TEL 072-958-1111 (代表)
<http://www.city.habikino.lg.jp>



HABIKINO CITY

